

中世門跡寺院の歴史的機能

—延暦寺の場合を中心に—

下坂 守

はじめに

近年の中世の寺社に関する研究の深化にはめざましいものがあり、寺社組織はもとより権力や社会との関係など、多方面からさまざまな検討が加えられている。延暦寺に関して、近年、鎌倉幕府との関係をめぐって、これを対立するものとした佐々木馨氏に対して、平雅行氏が異議を唱える見解を発表するなど、活発な議論が行われるに至っている¹。しかし、延暦寺と一口にいても、その主体―寺を動かしていた勢力―が、どこにあったをまず見定めることなくして、これらの議論が成立し得ないことはいうまでもあるまい。

本稿では延暦寺所属の門跡寺院（以下、門跡という）を取り上げその活動実態を探ることで、それが延暦寺のなかでいかなる役割を果たしていたか、ひいては中世の延暦寺を動かしていたのが一体、誰であったかを考察しようとするものである。

他の寺社はともかく、中世、延暦寺において門跡が果たした役割

の大きさは、青蓮院・妙法院・梶井門跡の三門跡を初めとする諸門跡が、ほとんどすべて平安時代末に登場してくるという事実からも容易に了解することができる²。門跡は延暦寺においてまさにその中世を特徴付ける組織として理解されなければならない。

そして、また、その門主を天台座主（以下、座主という）に補任したのが他ならぬ朝廷であったという事実は、門跡が朝廷と延暦寺を結ぶ要の位置に位置していたことを意味しており³、延暦寺と公武権力との関係もまた門跡の存在を抜きにしては考えられないといっても過言ではない。

一方、座主となつた門跡の門主が「惣寺⁴」としての延暦寺一山を動かそうとしたとき、否応なく対峙しなければならぬ勢力が同寺には存在していた。他のいかなる寺社よりも強力な大衆（衆徒）勢力である⁵。

そのような大衆勢力の存在をも視野に入れつつ本稿では門跡組織の活動実態を、門跡の果たした宗教的機能、およびそれらを支えた門跡の人的構成、さらには彼らが門主の座主職就任時に総体として

果たした役割の順で考察していくこととしたい。

第一節 門跡寺院の宗教的活動

門跡の宗教活動でもっとも重要なものの一つに、門主を阿闍梨として執行された各種の修法がある。そのことは、たとえば青蓮院でいえば、同門跡の記録『門葉記』の大半が各種の修法記録で占められていることが如実にこれを指し示している。

また、『門葉記』に記されている夥しい数の修法のほとんどすべてが、天皇・上皇からの依頼によって執行されていることからすれば、門跡が一貫して天皇を頂点とする権門勢力の宗教的な基盤として存在していたことはこれまた揺るぎない事実といえる。では門跡においてこれら修法は具体的にどのような手続を経て執行されていたのであろうか。『門葉記』巻第七十に収録される『修法護摩供等用心』によれば、門跡内における修法執行の手順はおおよそ以下のようなものであった。

門主を阿闍梨とする修法は、まず天皇・上皇などの依頼者からの「請書」をもってする修法執行要請に始まる。請書は綸旨・院宣の形をもって発せられ、その宛所は門主（阿闍梨）ではなく、門主の代理人たる門跡の執事とするのを通例とした。請書を受け取った門跡では要請を了解すると、折り返しその旨を記した「請文」を発給したが、これには阿闍梨（門主）自らが署判を加える直書形式のもの、執事が奉者となって発給する奉書形式の二種類があった。また請文発給と同時に門跡からは、阿闍梨と修法に関する諸々の雑事を統括する「行事僧」が署判した請文、および修法に必要な本尊以

下の品々を列記した「支度（注進状）」の二通が依頼主（朝廷・院）に返送された。

そのいっぽう門跡内では、修法の準備として「奉行伴僧」が指名され、彼の手によって「伴僧請定」が作成・発給された。『修法護摩供等用心』はこの奉行伴僧による伴僧請定について「僧綱ヲハ以状可催也」と記すが、後述するように各門跡には「門徒僧綱」の名で呼び慣わされる一群の僧綱たちが所屬しており、修法時の奉行伴僧および伴僧はこれら「門徒僧綱」のなかから適宜選ばれることとなっていた。

修法が終わると阿闍梨は「巻数」と呼ばれる報告書を依頼者に送り、これをもって門跡内における手続きはすべては完了する。修法には、これ以外にもさまざまな人々が関与していたが、彼らの役割について、『門葉記』に記録された事例をもとに、以下、今少し具体的にみていくこととしよう。

なお、検証にあたっては、(A) 請書と請文に象徴される門跡外との折衝と、(B) 伴僧請定と支度注進状に象徴される門跡内部の事務・会計手続きの二方面から、これを行なっていくこととする。

A、請書と請文―執事の役割―

表1は、青蓮院において行われた各種修法を、請書の宛所、請文の発給者（奉者）、奉行僧、行事僧などを中心に整理し一覧としたものである。期間は史料がまとまってよく残る鎌倉時代末の門主慈道の時代から南北朝時代末の門主道円までに限った。この表1をもとに、門主ごとに「請書」の宛所および「請文」の奉者について確認していくことから始める（「」内は門主在職期間を示す）。

a、慈道〔正和三年（一三二四）四月―元徳元年（一三二九）正月〕

表1 修法時の請書の宛所と請文の発給者

	年月	修法名	請書の宛所	請文の発給者	奉行僧	行事僧	修法場所	出典
慈道	乾元2年④月	仏眼法	玄忠(三位法印)	慈道	玄守	玄信	今出川殿	門41
	嘉元3年8月	普賢延命法	玄忠(三位法印)	慈道	玄勝	玄忠	亀山仙洞	門25
	正和4年2月	長日如意輪法	覚守(大納言法印)	慈道	玄勝	玄忠		門50
	元応2年6月	熾盛光法	行守(内大臣)	慈道	行守	玄忠	禁裏(富小路殿)	門6
	嘉暦1年6月	冥途供	(未詳)	(未詳)	玄守	玄忠	常磐井殿	門64
	元弘3年11月	熾盛光法	行守(内大臣法印)	慈道	行守	玄忠	禁裏(富小路殿)	門6
建武2年⑩月	大熾盛光法	行守(内大臣法印)	(慈道)	(祐円)	玄快	禁裏(富小路殿)	門6	
尊	正慶1年7月	長日如意輪法	(未詳)	尊円	信嚴	泰顯	岡崎殿	門50
	10月	金輪法	信嚴(内大臣法印)	(桓豪)	覚賀	(未詳)	無動寺大乘院	門157
	2年2月	熾盛光法	桓豪(左大臣法印)	桓豪	桓豪	経營	無動寺大乘院	門7
円	建武4年6月	仏眼法	信嚴(内大臣法印)	桓豪	隆静	玄快	持明院殿	門41
	暦応1年9月	長日如意輪法	桓豪(左大臣法印)	桓豪	仲玄	良増	十楽院	門50
	10月	金輪法	信嚴(内大臣法印)	尊円	定照	良増	十楽院	門157
	5年1月	除目歳末御修法	隆静(大納言法印)	隆静	隆静	泰深	十楽院	門159
	康永3年3月	熾盛光法	隆静(大納言法印)	(未詳)	信嚴	泰深	持明院殿	門7
	* 貞和3年3月	熾盛光法	(不載)	(不載)	隆静	泰深	十楽院	門7
	* 4年1月	冥途供	(不載)	(不載)	仲玄	泰源	日吉社客人彼岸所	門66
	12月	除目歳末御修法	隆静(大納言法印)	(不及被進敷)	隆静	泰深	十楽院	門159
	観応1年6月	普賢延命法	(今度不沙汰)	(未詳)	尋慶	泰深	十楽院	門26
	7月	七仏薬師法	隆静(大納言法印)	尊円	隆寿	泰深	持明院殿	門19
	10月	長日如意輪法	隆静(大納言法印)	隆静	(未詳)	泰堅	十楽院	門50
	文和2年10月	冥途供	隆静(大納言法印)	隆静	尋慶	泰深	十楽院	門66
	4年10月	金輪法	隆静(大納言法印)	尊円	尋慶	泰源	禁裏(土御門殿)	門157
尊	観応1年7月	仏眼法	隆静(大納言法印)	尊道	光勝	泰春	仙洞	門41
	2年8月	金輪法	隆静(大納言法印)	尊道	慈静	泰春	持明院殿	門157
	延文1年10月	長日如意輪法	隆静(大納言法印)	尊道・隆静	道尋	泰恒		門51
	3年3月	除目歳末御修法	隆静(大納言法印)	尊道	尊玄	経聰	十楽院	門159
	5年2月	文殊法	(補注)			経聰	十楽院	門155
	康安1年8月	熾盛光法	隆静(大納言法印)	尊道	尋慶	印祐	禁裏	門9
	2年3月	冥途供	(不載)	尋慶	尋慶	印祐	本坊	門68
	貞治3年5月	冥途供	尋慶(大納言法印)	尋慶	尋慶	印祐	禁裏	門68
	9月	冥途供	尋慶(大納言法印)	尋慶	尋慶	印祐	十楽院	門68
	* 6年11月	冥途供	(不載)	(不載)	教祐	経聰	(十楽院)	門68
	永和1年6月	長日如意輪法	尋慶(大納言法印)	覚嚴	(覚嚴)	経聰		門51
3年2月	冥途供	(不載)	(不載)	道尋	経聰	(十楽院)	門71	
道	永徳2年3月	文殊法	道尋(太政大臣法印)	(未詳)	隆恵	(未詳)	禁裏	門155
	3年12月	熾盛光法	道尋(太政法印)	(未詳)	隆恵	(未詳)	禁裏	門9
	嘉慶2年2月	長日如意輪法	道尋(太政大臣法印)	道尋	禅基	(未詳)	(十楽院)	門52
	明德4年4月	普賢延命法	(不及其沙汰)		円什	泰村	十楽院	門27
	* 応永5年4月	安鎮法	(不載)	(不載)	頭照	泰村	北山殿	門35
道円	永徳1年4月	仏眼法	道尋(太政法印)	道円	道尋	経聰	禁裏	門41
	3年4月	長日如意輪法	(左衛門督僧都)	隆恵	隆恵	経聰	(十楽院)	門52
	10月	金輪法	道尋(太政法印)	隆恵	経聰	(未詳)	(十楽院)	門52
	至徳1年3月	除目歳末御修法	道尋(太政法印)	道尋	尊鎮	(未詳)	(十楽院)	門159

注1) *は請書・請文の記載のないことを示す。

注2) 閏月は丸数字で表示した(以下、同)。

補注)「於御請書事者、依非詮要、可及仰遣之、懈怠了」の記載あり。

〔正慶二年（一二三三）五月〕建武二年（一二三五）十月⁷

門主慈道の時代では、請書の宛所としては「三位法印」「大納言法印」「内大臣法印」の三人の名があがる。このうちもつとも早い時期にその名が見える。「三位法印」とは坊官（庁務）の玄忠のことである。彼を宛所とした二通の請書は、ともに慈道が青蓮院門主になる以前の法性寺座主であったときのものであるが、このような坊官を宛所とする請書は、管見の限りこれより先の乾元二年（一二三〇）閏四月の前門主道玄宛の請書が残るだけで、他にその例を見ない。あるいはすでに門主の地位を退いた者や、門主就任予定者になって、このような坊官を宛所した請書が発せられたものかもしれない。

慈道が門主となって後の請書の宛所としては、「大納言法印」「内大臣法印」の二人の名があがる。このうち「大納言法印」とは、慈道が最初に門主となり、かつ座主となった直後に、「青蓮院執事」に任じられた安居院覚守¹⁰、また今一人の「内大臣法印」とは覚守のあとをついで執事となった行守のことである。この二人はともに門跡の執事であった徴証があり、これらの請書は執事たる資格の二人に宛てられたものと考えられる。したがって慈道の門主在任中の請書は、すべて執事を宛所としていたものということになる。いっぽう請文のほうは、現在判明する限り、慈道の代では奉書形式のものは一通も記録されておらず、すべて慈道の署判をもった直書形式のものが用いられている。

b、尊円〔元徳元年（一二三二）正月〕正慶二年（一二三三）五月⁸
〔建武二年（一二三五）十月〕延文元年（一二五六）八月⁹

尊円の時代の請書の宛所としては、「内大臣法印」「左大臣法印」

「大納言法印」の三人の名が見える。このうち「左大臣法印」「大納言法印」は、それぞれ実乗院桓豪（左大臣洞院実泰の猶子）・威徳院隆静を指す。「内大臣法印」は聖光院信徹のことと推定されるが定かではない。正和二年（一二三二）に公仕が座主となった時、静範なる僧を「門跡執事、座主執事」の両執事職に合わせ任じている例もあり、ここでは尊円も同時期に二人の執事を持っていた可能性があることだけを指摘しておきたい。

請文は尊円の代では、直書・奉書の両形式のものが用いられているが、奉書形式では尊円の代と同様、執事の桓豪・隆静が奉者を勤めている。

c、尊道〔延文元年（一二五六）八月〕永徳元年（一二三八）四月¹⁰
〔至徳二年（一二三五）三月〕永永十年（二四〇三）七月¹¹

d、道円〔永徳元年（一二三八）四月〕至徳二年（一二三五）三月¹²
尊道の代においては、彼が青蓮院門主となる以前、いまだ妙香院門主であった時期より、請書の宛所は青蓮院執事威徳院隆静となっている。これは妙香院がこの時期、実質的には青蓮院の管轄下にあったことによるものと思われる。

尊道は青蓮院門主になる以前の文和四年（一二三五）十月、座主に補せられるが、その時の座主宣下の論旨も「大納言法印（隆静）」宛となっており、青蓮院の執事が実質的に妙香院の執事役を兼務していたことがわかる。なお、尊道は座主在任中の延文元年八月に至って、ようやく尊円より青蓮院門跡を譲与されるが、その時、妙香院尊道のもとへは尊円から「執権隆静法印、雑務泰深等」が使者として訪れている。

尊道への請書の宛所としては、隆静以後は上乘院尋慶ついで上乘

院道尋の名があがる。彼ら二人もまた青蓮院の執事であった。¹⁹⁾

請文の奉者も執事の隆静・尋慶・道尋がこれを勤めているが、注目すべきは、永和元年（一三七五）六月の長日如意輪法の執行にあたって、請文の奉者を勤めた覚嚴の言葉である。彼は誤って書かれた請書の宛所について、自らが認めた修法記録のなかに「宛所誰人哉、門跡執権未定之間、押而書之歟、予今日補其職了、然而猶無案内歟」と記している。²⁰⁾ 覚嚴の執事（執権）職就任を知らず、請書の宛所が誤って前執事「大納言法印（尋慶）」宛となっていたことに関わっての記載であり、これによって請書が当時、一般に門跡の執事に宛てて発せられるべきものと認識されていたことが改めて確認できよう。

永徳元年（一三八一）四月、尊道の跡を継いで門主となった道円は、至徳二年（一三八五）三月わずか二十二歳の若さで死没、尊道がふたたび門主となる。²¹⁾ 門主を退いていた期間に、尊道が阿闍梨として執行した永徳二年三月、同三年十二月の二度の修法では、請書の宛所は「太政大臣法印」となっている。これは当時青蓮院の執事であった上乘院道尋のことで、²²⁾ 前門主の場合でも、請書は門跡の執事宛てに発せられていたことが確かめられる。道円は門主であった期間が短く、その活動を示す記録は少ない。

以上、請書が通常その宛所を執事とし、また請文ではその執事が奉者を勤めるのが通例となっていたことがあきらかとなった。これは当時、外部からも執事が門主につく地位の存在と認められていたことを示している。

ただ注意しておきたいのは、このような執事の役割が、門跡の恒常的な役職の一環として行なわれたものであり、決して修法時だけ

に限定されたものではなかったという点である。²³⁾ そのことは次に見る伴僧と比較して見れば、一見してあきらかである。伴僧が修法終了とともにその役を解かれたのに対して、執事の役務は当然のことながら、その前後にまで及んでいる。執事はあくまでも門主につく門跡の代表として請書・請文にその名を登場させていたと見なければならぬ。

B、「伴僧請定」―奉行伴僧の役割―

修法に先立って伴僧を召集するために、奉行伴僧が行った「伴僧請定」について、先の『修法護摩供等用心』は次のように記す。

一、伴僧請定事

僧綱ヲハ以状可催也、唱礼等ニテモ僧綱ノ中ニ可勤仕事アラ
ンニハ、礼紙ニ可書也、ウルハシキ状ニハ、只其法ノ伴侶可
令勤給ト許可書也、其奉書之趣、

自来某日於某殿、可被修不動法、為伴僧可令參勤給之由、
内々御気色所候也、恐々謹言

月 日

位署某

謹上 某御房

若大法ナラハ、

逐申

護摩壇可令勤仕給之由候也

或聖天壇トモ十二天壇トモ神供トモ、隨時可書也、

有職以下折紙ニ某阿闍梨ト書タテ催也、折紙到来之時ハ可合
點也、若所作ナト有ランニハ、某阿闍梨唱礼是等體ニ可付也

ここには「伴僧請定」発給の凡例が示されるだけで、発給主体たる奉行伴僧がいかなる資格によって選ばれていたかを示す記載はな

い。しかし、伴僧請定が「僧綱」を催すための文書であったすれば、その発給主体たる奉行伴僧もまた当然「僧綱」であったろうことは、容易に推測できよう。そして、ここにいう「僧綱」が、いわゆる「門徒僧綱」であったろうことは、先に触れた通りである。では、門跡に所属していた門徒僧綱とは、具体的にはいかなる人々だったのであろうか。

中世、ことに鎌倉時代以降の僧綱については、近年の研究によってようやくその実態が明らかにしつつある。しかし、こと延暦寺に限っていえば、同寺所属の僧綱に関しては不明の点が多く、門跡との関係についてもこれまで正面から論じた研究はない。むしろここでも延暦寺の僧綱そのものについて論じるだけの準備はないが、彼らの多くが各門跡に分散・所属し門徒僧綱の名で呼ばれ、門跡内で重要な地位を占めるに至っていたという事実だけは指摘しておきたい。

表2は門徒僧綱が関わった出来事を年表として整理したものである。この表2からは門徒僧綱が門跡の一員として延暦寺内で果たしていた政治的な役割が浮かび上がってくる。それは大衆が問題を起こしたときの調停役である。彼らはことあるごとに座主とともに、寺の代表として朝廷・幕府との折衝にあたっており、建保三年(一二一五)二月の園城寺との抗争における院御所への参入などはその典型的な一例といえる。また朝廷・幕府からの要請に従い、座主・門主とともに大衆を慰撫するのも彼らの大切な役割であった。大衆が嗾訴に及んだとき、朝廷・幕府が誰よりも頼りとしたのは、建保六年、延応元年(一二三九)の例に見られるように、座主と各門跡の門主、そして門跡所属の門徒僧綱だったのである。

表2 「門徒僧綱」関係年表

年月日	事項	出典
文治2年⑦月	朝廷が源義行の探索を「座主以下門徒僧綱等」に命じる。	吾妻鏡
建久2年4月	朝廷が座主と「門徒僧綱等」に神輿動座の実行を命じる。	吾妻鏡
建保2年5月	六月会が御齋会に準ずる仏会となったことを祝い、座主以下「門徒僧綱」が勅使に上表を呈する。	天台座主記
2年9月	梶井門跡との争いで、青蓮院の「門徒僧綱以下」悉くが離山する。	華頂要略
3年3月	「山座主并僧綱等」が院御所に参入して園城寺の乱暴を訴える。	百練抄
6年9月	朝廷が延暦寺大衆の濫訴慰撫を「門徒僧綱」に命じる。	南部文書
10月	「貫主以下門徒僧綱」が登山し延暦寺大衆による三塔諸堂・日吉社閉門を宥める。	吾妻鏡
延応1年9月	延暦寺大衆による神輿動座を慰撫するために「門徒僧綱」が比叡山に登る。	華頂要略
建長1年8月	延暦寺大衆による日吉社の神輿動座を「門徒僧綱」が慰撫する。	華頂要略
正元2年1月	園城寺の戒壇設立に抗議する延暦寺での集会に「門徒僧綱等」が登山・参加する。	天台座主記
文永2年8月	延暦寺大衆が「座主以下僧綱」の住山を求める。	天台座主記
6年1月	延暦寺大衆が「座主并両門官長以下門徒僧綱」の京都居住禁止を決議する。	華頂要略
元応1年⑦月	延暦寺大衆が「山門貫主并僧綱衆徒住山事」の禁止を決議する。	大乘院文書
応安2年4月	延暦寺大衆が神輿入洛にあたり「諸門跡・諸僧綱等」に辺鄙に赴くことを求める。	華頂要略

ただ、ここで留意されるのは、彼らの活動がいずれの場合も門跡の一員としての活動の範囲に限定されていたという点である。つまり、彼らは門跡から離れて単独で行動を起こすことはなく、門徒僧綱の名の通り、その活動はあくまでも門主の下で門徒としてのそれに終始しており、この点で門跡・門主あつての存在であつたといえる。

そして、このようなどちらかといえば、権力の側に立った門徒僧綱ひいては門主の行動が、時代を下るにともない、大衆の反感を買うものとなつていったのは当然のなりゆきであつた。文永二年（一二六五）八月、後嵯峨上皇は院宣をもつて「座主以下僧綱」の住山を定めているが、その背景には延暦寺を離れて活動する彼らへの大衆の強い反発があつたと考えられる。文永六年正月、青蓮院と梶井の両門跡が争つたときも、大衆は「座主并両門官長以下門徒僧綱不可住京都」ことを決議しており、比叡山を離れての門跡の活動、具体的には門主・門徒僧綱の活動に、大衆が強い反撥を示していたことが知られる。のち元応元年（一二三九）に延暦寺と園城寺との抗争に關わつて鎌倉幕府が奏聞した数箇条のなかには、「山門貫首并僧綱衆徒住山事」の一箇条が見える。幕府としては大衆の統制のために彼ら「山門貫首并僧綱衆徒」の「住山」を求めたものであろうが、それはまた大衆にとつても望むところであつたに違いない。

そこで門徒僧綱を以上のように理解した上で、奉行伴僧・伴僧に話を戻すと、『修法護摩供等用心』にいう奉行伴僧・伴僧に任命された「僧綱」とは、具体的にはそのような門主と密着した門徒僧綱だつたわけであり、門跡における修法の最大の特徴は、まさに彼ら門徒僧綱を動員して行われるところにあつたと考えられる。すなわ

ち、門跡では、門徒僧綱さえ掌握しておけば、大衆が支配する惣寺としての延暦寺とはまったく無關係に、いわば独立して修法を執行できたのであり、こと修法に關していえば、門跡が延暦寺から自立して存立し得た基盤の一つはまさに門徒僧綱の存在にあつたといえる。

C、「支度注進状」―行事僧の役割―

修法の宗教的な担い手が阿闍梨・伴僧であつたのに対して、これを會計的な側面から担つたのが、「支度注進状」の作成主体でもあつた行事僧である。門跡において執行される各種の修法には、莫大な費用の裏付けが必要とされていたが、行事僧はそれら費用の一切を統括している。行事僧が修法にあつたつての費用の調達等いかに大きな権限を有していたかを示す一例としては、嘉元三年（一二三〇）八月の龜山院において執行された普賢延命法の場合がある。この時の修法の総用途一万五千正は、当初、院御所と遊義門院それに青蓮院の三者が各五千正ずつを負担することになつていた。しかし、青蓮院では「計会境節定難治歟」という行事僧の一言によつて、結局は院御所と遊義門院の分だけをもつてこれを執行するに至つていたのである。行事僧が會計担当者としていかに大きな発言力をもつていたをうかがわせるに足る出来事といえよう。

朝廷・仙洞からの供料の受取り、布施の分配など、修法の會計に關わる一切が行事僧の管轄下にあり、その庶務・經理面における権限は絶大なものがあつた。では、そのような大きな権限をもつた行事僧の役には、門跡内でいかなる人々があつたのであろうか。

表3は慈道から道円にいたる間の青蓮院における行事僧を先の表1から抜き出して一覽としたものである。これを見てまず気付くこ

表3 行事僧一覧

行事僧名	行事僧勤仕期間	庁務在任期間
玄守	嘉元 3 (1305)～元弘 3 (1333)	嘉暦 4 (1329)～
玄忠	建武 2 (1335)～建武 4 (1337)	建武 4 (1337)～
玄快	正慶 1 (1332)	
泰顯	正慶 2 (1333)	
経譽	暦応 1 (1338)	
良増	暦応 5 (1342)～文和 2 (1353)	暦応 4 (1341)～
泰深	暦応 2 (1339)	
泰堅	貞和 4 (1348)～観応 2 (1351)	
泰源	観応 1 (1350)～観応 2 (1351)	文和 4 (1355)～
泰春	延文 1 (1356)	
泰恒	康安 1 (1361)～貞治 3 (1364)	延文 1 (1356)～
印祐	延文 3 (1358)～永徳 2 (1382)	応安 4 (1371)～
経聰	明徳 4 (1393)～応永 5 (1398)	応永 18 (1411)～
泰村		

注)「庁務在任期間」については江戸時代後期に作られた『華頂要略』の「庁務略伝」を参考にした。また「行事僧勤仕期間」については、表1にあげた修法記録をもとに作成した。

とは、そのすべてが門跡の坊官によって占められているという事実である。行事僧は門跡においては、坊官が専らその任に当たる役となっていたとみてよい。また同じ坊官でも長期間にわたり行事僧を勤めていた者(玄忠・玄快・良増・泰深・泰源・泰春・印祐・経聰・泰村)と、そうでない者(泰顯・経譽・泰堅・泰恒)がいるが、前者については、良増・泰源の二人を除き、その行事僧役の勤仕がすべて庁務在任中のこととなっている(表3の「庁務在任期間」の項参照)。行事僧が門跡の庶務・会計にきわめて深く関わった重職であったことを思えば、これは当然のこととも思われるが、ここでは基本的に行事僧が庁務の役となっていたことを確認しておきたい。

そして、行事僧役がかかる重役であったとすれば、庁務以外の行事僧勤仕はなんらかの特殊事情による、いわば異例の処置であったろうことは、容易に考えられる。そのことを裏付ける事例も存在する。貞和四年(一二四八)正月、尊円が冥道供を執行したときに行事僧を勤めた行事僧泰源は「境節祇候」の坊官であったという。当時、尊円は戦乱を避けて坂本に移り任んでおり、庁務とは離れて住んでいたためやむなく近侍の坊官を行事僧としたものであった。

なお表3のなかで、泰春・泰村の二人だけが、庁務の在任期間と行事僧の勤仕の間かなりの隔りがあるが、泰春の場合は、文和四年(一二五五)十一月に青蓮院の庁務になる以前は妙香院の庁務を勤めており、表3に見える観応年間(一二三〇～一二三二)の行事僧役の勤仕とともに「妙香院庁務」としてのものであったと推定され、他の事例とはやや切り離して考える必要がある。いっぽう泰村の場合については、なぜ長く庁務に補せられなかったかはよくわからないが、その主たる活動時期が尊道亡き後の幼い門主義円(義円)の時代にあたっていたことが大きな原因かとも推定される。

以上、本節では、青蓮院の場合を中心に、門跡における修法がどのような手順でいかなる人々によって実行されてきたかを見てきた。そこで確認できた事柄を整理すると、次のようになる。

- ①外部(朝廷・仙洞)からの請書をもって修法の要請を受けるのはあくまでも門主(阿闍梨)であったが、実務的には執事が門主の代理として、その任にあたるが多かった。
- ②修法に先立って、門主は「門徒僧綱」のなかから「奉行伴僧」を選び指名、その「奉行伴僧」が「門徒僧綱」に「伴僧請定」を発給し、必要な伴僧を招集することになっていた。

③ いっぽう修法にかかる諸経費は、坊官から選ばれた行事僧が「支度注進状」を作成、これを統一的に管理・運営した。

門跡での修法が門主のもと、執事・奉行伴僧・坊官の三者がそれぞれの分担をこなすことで成立していたことがあきらかとなった。このうち執事と奉行伴僧は、ともに門徒僧綱であったことからすれば、門跡の組織は門徒僧綱と坊官という二つの身分を基盤として成立していたともいえる。

かつて門跡の組織を分析し、門跡のなかにはその「意思決定」を行うための「幾人かの院家・出世によって構成された」合議機関としての評定衆と、そこで決定した事項を執行（遵行）する「庁務を筆頭に頂く（坊官からなる）」執行機関としての庁という二つの機関が存在することを指摘したことがある。門跡におけるこの二つの機関は、修法時に機能する門徒僧綱と坊官という二つの身分をその基礎においたものと理解できよう。

なぜなら、門徒僧綱とは門跡内の身分でいえばまさしく院家・出世クラス以上の僧たちがこれにあたり、門徒僧綱から選ばれた門跡の意思決定に参与したのが評定衆であったともいえるからである。いっぽう坊官については、彼らが庁の基本的成員であったことからすれば、両者の重なりをここで改めて説明する必要もあるまい。

思えば、門跡で執行される修法とは、朝廷・仙洞から要請があれば、ただちに執行されなければならない、きわめて緊急性の高いものであった。そして、そのような要請に応じて作り上げられたのが、門徒僧綱と坊官という門跡独自の二つの人的基盤であった。そして、門跡内の対外的・世俗的な意思決定および執行のための二つの機関——評定衆と庁——は、実にこの二つの人的基盤の上に立脚・成立して

いたと考えられるのである。

では、このような門徒僧綱と坊官という二つの人的基盤に支えられた門跡組織は、門跡の社会的・政治的な活動にあたっては、どのように機能していたのであろうか。その点について、次に門跡が発給した文書を分析するなかで考えていくこととしたい。

第二節 門跡発給文書の奉者

A、青蓮院の場合

ここでも史料が比較的多く残る鎌倉時代末から南北朝時代にかけての青蓮院の事例を検討することから始めたい。

表4-1-2・3は、青蓮院歴代門主の発給した令旨のうち、慈道から尊道までの令旨を集め、奉者別に整理したものである。

まず慈道であるが（表4-1-1）、彼が発給した令旨では①玄忠、

②仲円、③仲潤といった三人が奉者を勤めていたことが確認できる。

このうち①玄忠は青蓮院の坊官長谷玄忠を指す³⁶。彼は慈助・慈道両法親王に仕え、嘉暦四年（一二二九）には青蓮院の庁務に任ぜられたという³⁷。その名は令旨の奉者としてのみならず、青蓮院門跡宛の文書の宛所としても各種史料に見えており、特に『葛川明王院史料』³⁸には、この玄忠（「三位法印」）宛の書状・拳状が数多く残されている。いうまでもなくそれらの多くは、実質的には青蓮院門跡あるいは門主慈道宛に発せられたものと理解してよく、彼が門主に近仕し、青蓮院の文書の発給・受信の窓口となっていたことがうかがえる。

玄忠以外の二人の奉者②仲円、③仲潤については、ともに青蓮院

表 4-1 慈道法親王発給の令旨

奉者	発給年月日	文書名	宛所	出典	備考
玄忠	文保1年7月15日	慈道法親王令旨	無動寺御房	京丙36	補注1
	7月20日	慈道法親王令旨	無動寺御房	葛292	
	8月7日	慈道法親王令旨案	烏丸	葛36	
	9月21日	玄忠書状	(欠)	葛271	
	9月22日	慈道法親王令旨案	烏丸	葛37	
	9月22日	慈道法親王令旨	無動寺法印御房	葛290	
	9月23日	玄忠書状	(欠)	葛241	
	12月12日	慈道法親王令旨案	(欠)	葛39	
	文保2年3月1日	慈道法親王令旨案	烏丸	葛38	
	6月6日	慈道法親王令旨	無動寺法印御房	国56	
8月28日	慈道法親王令旨案	烏丸	葛40		
仲円	文保2年12月27日	慈道法親王令旨	無動寺法印御房	国60	
仲潤	元応1年6月23日	慈道法親王令旨	無動寺法印御房	葛319	補注2
	7月3日	慈道法親王令旨	無動寺法印御房	京丙58	
	⑦7月20日	慈道法親王令旨	大納言律師御房	京丙59	
	2年4月10日	慈道法親王令旨	無動寺法印御房	京丙60	
	9月18日	慈道法親王令旨	無動寺法印御房	葛275	

注1) 出典はすべて「葛川明王院文書」で、「葛」は葛川明王院所蔵、「国」は国立国会図書館所蔵、「京」は京都大学所蔵の文書を示す。以下、同じ。

注2) 奉者のうち「玄忠」については、彼が発給した書状も残っており、あわせあげておいた。

補注1) 宛所の「無動寺法印」とは、当時、無動寺別当の職にあった玄勝を指す。彼もまた正応四年八月、慈助のもとで七仏薬師法の伴僧を勤めるなどしており(『門葉記』一七)、青蓮院の門徒僧綱でもあった。

補注2) 署名にはたんに「権大僧都」としか見えないが、この前後の令旨に「権大僧都」の名で署名するのは仲潤しかいないため、彼を奉者と判断した。

の門徒僧綱であった徴証がある。すなわち仲円は元応元年(二二一九)五月には尊円親王の受戒の教授を勤めており、元弘三年(二二三三)十一月には、慈道のもとで大熾盛光法の伴僧を勤めている。また仲潤は元応二年六月、慈道のもとで大熾盛光法の伴僧を勤め、さかのぼって正和五年(二二二六)十一月十五日には「座主准后(道玄)」の十三回遠忌の結縁灌頂の讃衆を勤仕している。^④

次に尊円の代に移ると(表4-2)、『葛川明王院史料』に計九通の令旨が残るが、その内、奉者①良増は青蓮院の坊官である。文書の内容が、葛川での法華会遂行を無動寺別当に伝えた、どちらかといえば実務的な内容のものであり、そのため庁務でもないただの坊官が奉者を勤めたものであろうか。残りの八通ではすべて②信嚴(聖光院)が奉者を勤めている。彼に関しては、正中元年(二二二四)五月十四日、尊円の比叡山登山にあたり「扈從僧綱」役を勤めたこと、^④元弘元年十二月の尊円の座主職就任に伴う拝堂・拝社にあたって扈從したことなどが確認でき、したがって彼もまた青蓮院の門徒僧綱の一人であったことは間違いない。

尊円の代ではこのほか、執事の威徳院隆静が奉者を勤めた令旨一通が残る。^⑤隆静は、次の尊道の代にも引き続き執事職にあつて、そこでも令旨の奉者を勤めているが(表4-3)、『華頂要略』門主伝に収められたそれらの令旨を一括して見ると、その内訳は修法の請文一通(延文四年七月二十日付)、院家(石泉院)への西塔院主の補任状一通(文和四年十一月付、正確には西塔院主職の管領を命じたもの)、庁務(泰春)への「日吉社諸座神人並寄人奉行(職)」宛行状一通(文和四年十一月九日付)、そして末寺への祈雨の通達一通(延文四年七月二十日付)となる。^⑥つまりその尊円・尊道の二代にわた

表 4-2 尊円親王発給の令旨

奉者	発給年月日	文書名	宛所	出典	備考
良増	元徳1年10月3日	尊円親王令旨	無動寺御房	京丙15	補注1
信厳	元徳1年12月9日	尊円親王令旨	太政大臣法印	国71	補注2
	11日	尊円親王令旨案	金輪院法印	葛277	
	20日	尊円親王令旨案	無動寺別当法印	国73	
	2年1月30日	尊円親王令旨	無動寺別当法印	葛274	補注3
	2月14日	尊円親王令旨	無動寺別当法印	京丙66	
	4月23日	尊円親王令旨	無動寺別当法印	国76	
	7月26日	尊円親王令旨	無動寺別当法印	国77	
元弘1年12月11日	尊円親王令旨案	地藏房法印	葛329		
隆静	暦応3年12月27日	尊円親王令旨案	石泉院法印	華門17	

注) 出典の「華門」は『華頂要略』門主伝を示す。以下、同じ。

補注1) 『葛川明王院史料』は本文書を「慈道法親王令旨」とするが、内容から見て元徳元年(1329)の葛川と伊香立庄の相論時に発給されたものであることはまちがいない、ここでは尊円親王令旨とした。なお、以下の元徳年間の発給文書については拙稿「葛川・伊香立相論考」(『史林』六七二、一九八四)参照。

補注2) 『葛川明王院史料』は本文書の発給年次を「元徳元年」と推定するが、葛川と伊香立庄の相論で金輪院が関与するのは元徳元年末以降のことであり、内容からも元徳元年の発給文書と判定した。

補注3) 『葛川明王院史料』は本文書を「慈道法親王令旨」とするいっぽうで、「元徳二」の異筆年号を持つ案文(国75)を「尊円法親王令旨」とする。内容から見ても元徳二年のものであることは疑いない。なお、『葛川明王院史料』は(国75)の日付を「二月廿四日」と判読するが、これは「二月十四日」の誤読。

る令旨は、諸職の補任・宛行、祈禱命令に限定されており、『葛川明王院史料』に残るようないわゆる相論に関わる令旨は一点も確認できず、執事の場合の特殊性がここにかがわれる。

尊道の代では(表4-3)、この執事の威徳院隆静のほか、②経聰が令旨の奉者を勤めているが、彼は青蓮院の坊官で、長く庁務職に就いていた人物である^④。その奉者勤仕は庁務としての資格に基づいたものと見てよい。

限られた事例ではあるが、青蓮院門主発給の奉書(令旨)の奉者を検証した結果、奉者には庁務を始めとする坊官と門徒僧綱、そして門徒僧綱の中から選ばれた執事、といった人々が宛てられていることがあきらかになった。内容で分類すれば、門跡領の相論のような外部の俗事に関する事柄に関しては坊官と門徒僧綱が、また門跡内の諸職の補任・宛行や末寺への通達事項については執事が、それぞれ奉者を勤めることになっていたと結論付けてよからう。

では、青蓮院以外の門跡では、この点どのような体制が取られていたのだろうか。次に梶井門跡の場合を例にとり、この点を見てみよう。

B、梶井門跡の場合

表5は『菅浦文書』『八坂神社文書』に収録されている南北朝時代の梶井門主尊胤・承胤両法親王発給の令旨を奉者別に集めたものである。ここに最初に見える①静豪とは、遍照光院静豪なる僧で、彼が両法親王に近仕していたことは、たとえば祇園社の執行頭詮が両法親王との面会にあたってしばしば彼に取次を依頼していることから知ることができる^⑤。彼が梶井門跡の門徒僧綱であったという確証はないが、青蓮院の例からすれば、その可能性が高い。

表4-3 尊道法親王発給の令旨

奉者	発給年月日	文書名	宛所	出典	備考
隆静	文和4年11月9日	尊道親王令旨	大進法眼御房	華門18	
	11月	尊道親王令旨	太政大臣新法印	華門18	
	延文4年7月20日	尊道親王令旨	(藏人佐)	華門18	
	21日	尊道親王令旨	無動寺政所	華門18	
経聴	永和2年6月7日	尊道親王令旨	二位法印	国141	補注1
	9月27日	尊道親王令旨案	二位法印	葛324	補注2
	12月2日	尊道親王令旨案	二位法印	葛325	

補注1) 『葛川明王院史料』は本文書の署名を「持聴」と判読するが、これは「経聴」の誤読。

補注2) 『葛川明王院史料』は本文書の発給年次を「永和元年」と推定するが、内容から判断して永和二年(1376)のものと考えられる。

表5 梶井宮尊胤・承胤両法親王発給の令旨

奉者	発給年月日	文書名	宛所	出典	備考
静豪[遍照光院]	観応2年9月23日	尊胤法親王令旨案	廊坊僧都	菅238	補注1
	観応2年9月23日	尊胤法親王令旨案	廊坊僧都	菅46	
	(文和3年)7月8日	尊胤法親王令旨案	金輪院注記	菅128	
	(年未詳)7月4日	尊胤法親王令旨案	最勝房卿公	菅41	
任憲[梶井宮]庁務	(文和2年)3月17日	尊胤法親王令旨案	若鶴	菅725	補注2
	(文和2年)3月18日	尊胤法親王令旨案	近江守護	菅93	
	(延文2年)9月3日	尊胤法親王令旨案	守護	菅142	
	(延文2年)12月3日	尊胤法親王令旨案	(宛所欠)	菅169	
任潤	永和2年⑦月18日	承胤法親王令旨案	祇園宰相僧都	八文848	補注3
	明德4年12月29日	浄土寺慈弁御教書案	祇園社執行法印	八文856	補注4
光憲(任憲カ)	(延文3年)1月24日	尊胤法親王令旨案	守護	菅770	
	(年未詳)2月9日	尊胤法親王令旨案	守護	菅690	

補注1) 文和3年(1354)4月付の『菅浦文書』132に「金輪院」の名が見えることから、同年の発給文書と推定。

補注2) 『菅浦文書』88・778は「安芸法眼」(任憲)宛の「六角崇永書状」「光厳天皇繪旨写」となっている。

補注3) 「端書」に「座主梶井殿御代奉行庁務法眼」とあり、任潤が当時、梶井門跡の庁務の職にあったことがわかる。なお『八坂神社文書』はこの文書を「天台座主梶井宮入道尊胤親王令旨案」とするが、この時に座主に就任したのは、弟の承胤法親王であり(『天台座主記』他)、同法親王の令旨とするのが正しい。ちなみに尊胤法親王は延文4年(1359)5月に没しておりすでにこの世にない。

補注4) 「端書」に「座主浄土寺奉行政所」とあり、任潤が当時、浄土寺政所に所属していたことがわかる。梶井門跡庁務の任潤がいかなる理由で浄土寺政所に所属していたかは不明。

②任意（安芸法眼）、③任潤（安芸法眼）の二人は、ともに梶井門跡の庁務であった人物である。⁵⁸ ちなみにこの二人は『坊官系図』によれば父子であった。④光憲については、その身元をうかがわせる史料はないが、任意と「憲」の一時を同じくしていることからすれば、やはり梶井門跡の坊官であったと推定される。⁵⁹

これまた数少ない事例ではあるが、梶井門跡においても、門主の発給する奉書（令旨）の奉者が、基本的には門主の近仕僧（門徒僧綱）、もしくは庁務クラスの坊官の役務となっていたことが確認できた。梶井門跡の場合、執事の奉者については史料を欠き、確実なことはいえないものの、青蓮院と大きく異なっていたとも思われず、基本的に同じような文書発給体制がとられていたと考えて大過あるまい。

以上、門主の発給する奉書が通常、坊官・門徒僧綱、あるいは執事を奉者としていたことがあきらかとなった。前節で得られた結論と同様、門徒僧綱と坊官が門跡を支える二つの人的基盤となっていたことを、文書の発給形態の側面からも確認できたものと考ええる。

なお文書の発給形態に関わって最後に今一つ指摘しておきたい点がある。それは門跡において奉者を勤めていた門徒僧綱（門跡内の身分でいえば院家・出世）らもまた、自院では発給主体となり、独自の権限の下に文書を発給していたという事実である。

たとえば、梶井門跡において執事職をしばしば勤めていた檀那院の場合を例にとれば、南北朝時代に同門跡のもとで執事職を勤めていた檀那院承忠・恒忠は、しばしば独自の権限下に各種の御教書を発給している。⁶⁰ その際、彼らの奉者を勤めたのは、光潤・祐遍の二人で、現存するそれら御教書を一覽としたのが表6である。

光潤は文和元年（一三五二）頃、院主承忠に近仕していた僧で、門跡でいえば坊官職にあたる職にあつた人物と考えられる。⁶¹ 祐遍については彼がいかなる資格のもとに承忠に近仕してかは定かではないが、承忠に近仕する僧が御教書の奉者を勤めていたわけであり、檀那院がその所属する梶井門跡と同じような組織をもって運営されていたらしいことがうかがえよう。

このほか時期はやや下るが、妙法院の院家の一つ日嚴院の院主が、独自の権限のもとにさまざまな文書を発給していたことに関しては、別稿で考察した通りである。⁶²

門跡僧綱、特に執事を勤めた院家・出世クラスの門徒僧綱は、自らが院主として、規模こそ小さいとはいえ門跡組織相似形の自院組織を持って活動していたわけであり、門主を頂点としたピラミッド型の門跡組織の裾野は予想以上の広がりを持って存在してものと考えられる。

第三章 座主の諸職補任権

前節まで、門跡組織が修法執行の効率化を基本原理として構成され、その結果として門徒僧綱と坊官という二つのグループを門跡内に生み出し、二つを有機的に機能的させることで社会・政治的な活動を行っていたことを検証してきた。本節では、そのような門跡組織が、門主の延暦寺の座主職就任時にどのように機能していたかを見ていくこととしたい。

延暦寺の場合、朝廷からの補任のみをもってその地位に就くという座主職就任のありかたは、座主となる門跡の門主側からすると、

表 6 檀那院発給の御教書

奉者	発給年月日	文書名	宛所	出典	備考
光潤	(文和1年)11月4日	檀那院承忠御教書案	祇園執行法印	八記4-349	補注1
	(文和1年)12月4日	檀那院承忠御教書案	祇園執行法印	八記4-406	補注2
	(文和2年)3月14日	檀那院承忠御教書案	廊坊僧都	菅150	補注3
	(文和2年)8月25日	檀那院承忠御教書案	廊坊僧都	菅786	補注4*
	(文和年間)8月25日	檀那院承忠御教書案	廊坊僧都	菅787	*
	(文和年間)8月30日	檀那院承忠御教書案	廊坊僧都	菅276	
	(文和年間)12月8日	檀那院承忠御教書案	斎藤朝日	菅24	
	永和5年1月16日	檀那院恒忠御教書案	廊坊大夫豎者	菅18	補注5
	(年未詳)1月24日	檀那院某御教書案	馬淵入道	菅145	
	(年未詳)1月17日	檀那院某御教書案	加賀入道	菅105	
(年未詳)9月3日	檀那院某御教書案	加賀入道	菅99		
祐遍	(文和4年)3月1日	檀那院承忠御教書案	大和阿闍梨	八記4-349	補注6
	延文4年3月15日	檀那院某御教書案	蓑浦次郎右衛門尉	菅127	*
	永徳2年6月6日	檀那院某御教書案	加賀入道	菅103	*
	(年未詳)5月8日	檀那院某御教書案	加賀左衛門入道	菅104	*
	(年未詳)8月22日	檀那院某御教書案	廊坊律師	菅13	*

注1) 出典の「菅」は『菅浦文書』を示す。

注2) 「備考」の*は端裏に「御教書案」など御教書であることを示す注記があることを示す。

補注1) 『八坂神社記録』(『祇園社記』)は署名を判読していないが、写真により「光潤」と読める。また端裏に「別当房吉書事」とあり、檀那院承忠が尊胤のもとで感神院別当職にあった時の御教書であったことがわかる(表8参照)。

補注2) 「端裏」に「別当」とあり、檀那院承忠が感神院別当としての資格で発給した御教書であることがわかる(表8参照)。

補注3) 文書内容から文和二年の(1353)発給文書と判定した(『菅浦文書』93参照)

補注4) 文書内容から文和二年の発給文書と判定した(『菅浦文書』93参照)

補注5) 永和二年(1376)閏七月に承胤が天台座主となったときに檀那院恒忠が感神院別当となっている。同じ時期の檀那院の院主は同人であったと推定されるが、確定できず「某」と表示しておいた。

補注6) 端裏に「別当檀那院、(三月番仕)文和四」とあり、その発給年次が判明するとともに、檀那院承忠が感神院別当の資格で発給した御教書であったことがわかる。

いくつかのきわめて困難な問題を内包していた。なによりも同寺には大衆・衆徒の名で呼ばれた、いわゆる大衆勢力が厳然として存在しており、彼らは座主の寺院運営への容喙を簡単に許さず、そればかりか敵対することすらめざらしくなかった。朝廷からの補任だけをもって延暦寺に乗り込む門主は、延暦寺内にあつては最初から孤立無援を覚悟せざるを得なかったとすらいえる。

それではそのようなきわめて厳しい状況下、座主となった門主はどのような方法でもってその支配を寺内に貫徹していったのであるか。結論を先取りしていえば、門主にとって、その拠り所は自らが統率する門跡組織をおいてなく、すべては門跡組織をいかに巧みに効率よく機能させるかにかかっていたと思われる。以下、この点について、具体例をもとに論証していきたい。

A、座主の補任権

最初に門主が座主職に就任することによって手にした諸権限を確認することから始める。中世、座主職に付随していた諸職を一覧にしたのが表7である。応永二十六年(一四一九)および文明三年(二四七二)に、青蓮院の門主の義円・尊応がそれぞれ座主となったときに、座主の名で発した各種の補任状をもとに作成した。

若干の異動があるとはいえ、少なくとも室町時代には、座主職にはこれだけの諸職が付随していたわけであり、その権限がいかに大きなものであったかがうかがわれるが、では座主はこれらの諸職にいかなる人々を補任していたのであろうか。

表7に登場する人々を青蓮院内の身分をもとに分類すると、彼らは大きく四つのグループに分けることができる。その第一は西塔院主職・感神院別当(祇園別当)職・赤山禅院別当職・白山別当職に

表7 天台座主より諸職に補任された人々

職名	応永26年		文明3年	
	被補任者	身分	被補任者	身分
感神院別当職	石泉院	出世	石泉院	出家
西塔院主職	尊勝院	院家	定法寺実助	院家
赤山禅院別当職	中納言僧都	?	無量寿院祐濟	出世
白山別当職	經守	坊官	法輪院公範	出世
左右方神人奉行	經守	坊官		
諸座寄人奉行	經守	坊官		
大津東西浦神人奉行 (日吉社) 杜家奉行	經守	坊官	經堯 泰温	坊官
根本中堂夜叉供(奉行職)	金輪院弁澄	山徒		
長瀧寺(美濃)奉行職	金輪院弁澄	山徒		
朝妻寺(近江)奉行職	金輪院弁澄	山徒		
穴太寺(丹波)	親祐法眼	?		
舟木庄(近江)給主職	嚴秀阿闍梨	山徒		
慈恩寺(近江)寺務職	兼昌阿闍梨	?		
興善寺(近江)寺務職	兼昌阿闍梨	?		
菅谷寺(不明)奉行職	隆定阿闍梨	?		
清瀧寺(飛騨)	宮内卿大僧都	?		

それぞれ補任せられている、石泉院・尊勝院・定法寺・無量寿院といった院号をもった人々である。彼らはいずれも青蓮院の院家・出世身分の人々であり、ここにまず主要な寺社の院主職・別当職に門跡の門徒僧綱(院家・出世)が補任されたことが確認できる。⁵⁸⁾

第二に分類されるのは日吉社関係の神人奉行・杜家奉行に補任されている二人、經守と泰温であるが、彼らはその名前から容易に判定されるように、ともに青蓮院の坊官であった。⁵⁹⁾これらの「奉行

職」は多かれ少なかれ実務を伴う職であり、実務に長けた坊官たちがあてられることになっていたのであろう。

第三グループは応永二十六年の事例にしか出てこない役職で、かつその職に任じられているのは金輪院弁澄なる人物ただ一人であるが、ここに登場する金輪院弁澄とは、青蓮院門徒でのち山門使節を勤める金輪院弁澄その人を指す。⁶⁰⁾彼は山門使節となつていふこともわかるように、いわゆる門跡内では山徒身分に属した人物である。末寺の「奉行職」を勤めるにはかなりの実力が必要とされ、このような人選が行われたものであろう。それにしても弁澄に限つていえば、三つもの職を兼務しており、その実力がなみなみならぬものであつたらしいことがうかがわれる。

このほか表7のなかには門跡内の身分が判明しない人々が四人おり、それらを第四グループとしておく。このなかでただ一人「嚴秀阿闍梨」については、延暦寺千僧供領であつた近江国富永庄の「勘定衆」にその名を連ねる宝城房嚴秀なる人物がこれにあたるかとも思われる。むろん断定はできないが、「舟木庄給主職」という要職を得ていることからすると、彼が延暦寺内で大きな権限を有していた「勘定衆」の宝城房嚴秀その人であつた可能性はきわめて高い。⁶¹⁾

以上、表7からは、一部、不明の人々もいるものの、座主から諸職に補任されていたのが、基本的に門跡の構成員(門徒)であつたことが確認できた。座主としての活動は、なによりもまず門跡の組織を動員することによって、はじめて可能であつたことをこれらの事実は物語っている。

では座主によってこのような役職に任じられた門徒の院家・出世・坊官、さらには山徒たちは、実際にはそれぞれの場所でのよ

表8 感神院の歴代別当・目代

別当	補任(活動)年月	目代	座主	補任年月	出典	備考
玄理	(文治3年4月)		桂林坊全玄	寿永3年2月	玉葉(文治3、4、29)	
貞覚	(建久4年1月)		青蓮院慈円	建久3年11月	天(建久4、1、8)	
全快	(元久1年1月)		宣陽房真性	建仁3年8月	門(元久1、1、29)	
尊長	(元久1年3月)		(同上)		八記1-15	
任尊	(承久2年12月)		円融房承円	承久2年12月	天(承久2、12)	
尊勝院円能	(建保1年1月)		青蓮院慈円	建曆3年11月	明月記(建保1、1、17)	
実乗院宗源			浄土寺円基	貞応3年	八記2-210	
蓮実院貞雲	寛喜3年7月辞		青蓮院良快	寛喜1年4月	八記2-211、門173	「執事」 泰承は坊官
泰承	寛喜3年7月		(同上)		華門4	
公性	(文暦2年1月)		妙法院尊性	貞永1年8月	八文1945、	
安居院隆承	(嘉禎4年3月)		青蓮院慈源	嘉禎4年3月	華門5	
公源	(宝治1年7月)		青蓮院道覚	宝治1年3月	門173、178	
知恩院聖増	(仁治1年8月)		青蓮院慈賢	仁治1年8月	華門3	
実乗院円源	(宝治2年8日)		青蓮院道覚	宝治1年3月	葉黄記(宝治2、8、5)	
顯雲	(建長1年9月)		円融房尊覚	建長1年9月	八記2-211	
雲快			(同上)		八記2-211、天(正元2、1)	
般若院実増	(文応1年1月)		青蓮院尊助	正元1年3月	華門8	
俊豪	(弘安1年4月)		毘沙門堂公豪	弘安1年4月	八記3-545~546	
毘沙門堂実禅	(弘安2年)		(同上)		八記3-18	
寛円	(弘安6年1月)		(同上)		勘仲記(弘安6、1、6)	
般若院公什	正応2年4月		青蓮院慈助	正応2年3月	華、尊卑	
証明院公尋	(正応4年8月)		(同上)	正応3年11月	華門12、門17	
円俊	(永仁4年9月)		浄土寺慈基	正応6年5月	八記3-22	
(法印)	(永仁6年5月)	実算	妙法院尊教	永仁4年12月	八文1948	
仲覚	(嘉元3年3月)		(空位)	嘉元3年3月	八記2-201	
雲雅	(嘉元4年7月)		円融房覚雲	嘉元3年4月	八記2-449	
知恩院俊禅	(正和2年2月)		般若院公什	正和2年1月	門176	
行守	(正和5年5月)		青蓮院慈道	正和3年8月	八記1-30	
良雲	(文保2年6月)		円融房覚雲	文保1年3月	八記3-29	
光憲	元亨3月3月25日	永猷	檀那坊親源	元亨3年3月	八記4-403	
行守	正中1年12月		青蓮院慈道	元亨4年4月	門175・625	[執事]
般若院慈什	嘉暦3年		(同上)		華華32	
檀那房公厳	(嘉暦4年2月以前)		円融房尊雲	嘉暦3年12月	八文2230、天	
親愉	(嘉暦4年2月以前)		(同上)		八文2230、天	
成澄	嘉暦4年2月13日	厳秀	実乗院桓守	嘉暦4年2月	八記4-404	
実シン	(建武3年5月)		妙法院尊澄	建武1年6月	八記4-579、581	
心性院光患	(尊2-P248)		本覚院性患	暦応1年12月	八記1-280、尊卑	
実乗院桓覚	暦応2年11月		青蓮院尊円	暦応2年10月	門175	[執事]
威徳院隆静	暦応4月8月		(同上)		門175	[執事]
石泉院忠济	康永2年8月		桂林院祐助	暦応4年12月	八記1-28	
(猪熊)良聖	観応1年5月辞	金輪院澄春か	円融房尊胤	貞和3年8月	八記1-129	[座主執事]
(前別当)兼俊	(観応2年12月以前)		青蓮院尊円	観応1年7月	八記1-304	
尊勝院慈俊	観応2年12月23日	増智	善法院慈厳	観応2年	八記1-187	[執事]
威徳院隆静	文和1年6月26日	般若院昌舜	青蓮院尊円	文和1年6月	八記1-263、尊卑	[執事]
檀那院承忠	文和1年10月14日	仏城坊光有	梶井宮尊胤	文和1年10月	八記1-291	[執事]
威徳院隆静	(文和4年10月)	増長坊慶運	妙香院尊道	文和4年10月	八記3-62	
雲林院	文和4年11月9日				華門18	
実乗院桓恵	延文3年12月29日	増長坊慶運	実乗院桓豪	延文3年12月	八記3-63、尊卑	
檀那院承忠	(康安1年12月)	西勝坊教慶	梶井宮承胤	康安1年12月	八記3-63	
檀那院承忠	(貞治1年9月)	杉生坊暹恵	梶井宮恒鎮	貞治1年9月	八記3-63	
		西勝坊教慶			八記3-64	
		西勝坊憲慶			八記3-64	
定法院尋慶	貞治4年9月14日	増長坊慶運	青蓮院尊道	貞治4年9月	八記3-64	[執事]
		東般若院円舜			八記3-64	
上乘院道尋	貞治6年5月19日				八記3-65、尊卑	[執事]
檀那院恒忠	(永和2年⑦月)	西勝坊	梶井宮承胤	永和2年⑦月	八記4-407、八文851	

上乘院道尋	永和3年4月17日	月輪院永覚	妙香院慈濟	永和3年4月	八記4-408
上乘院道尋	(永徳1年8月)	東般若院	青蓮院道円	永徳1年6月	八記4-408、門177
尊勝院忠慶	応永8年12月23日		青蓮院尊道	応永2年12月	華門18
宇治森房長基	(応永15年11月)		実乗院桓教	応永11年10月	八文830
常寂院兼円	(応永20年10月)		毘沙門堂実円	応永20年10月	八文832
上乘院公慶	応永26年11月21日		青蓮院義円	応永26年11月	華門20
功德院康玄	永享5年⑦月		曼珠院良什	永享5年⑦月	八文833
日厳院(実昭)	(寛正6年2月)		妙法院教覚		八文838
石泉院忠弁	(文明3年4月)		青蓮院尊応	文明3年4月	華門22
		杉生坊	青蓮院尊鎮	天文10年6月	華門23
日厳院覚永	天文19年10月11日		妙法院亮尊	天文19年10月	即性院座主担任事

- 注1)「別当」には、当該者の所属院名が判明するものは、すべてこれを明記した。
注2)「補任(活動)年月日」には原則として感神院別当に補任された年月日を示したが、補任の正確な時期がわからない者については、その活動を示す文書・記録記載の年月を()で示した。
注3)目代については、その補任時期がほぼ別当と重なるため、「目代」の項に該当者名をあげるに止めた。ただ、同じ檢校(天台座主)、別当の下で目代が交替することも少なくなく、その場合は補任順に示した。
注4)「座主」「補任年月」には、別当を任命した天台座主の名前とその座主職への補任の時期を明示した。なお、座主の名前およびその補任時期は原則として「天台座主記」によったが、一部「八坂神社記録」の記載によったところもある。
注5)「出典」には、感神院別当の補任・活動年月の典拠となった史料を掲げた。なお、略記した史料は次の通りである。
天一「天台座主記」、門一「門葉記」(巻数)、華一「華頂要略」(巻数)、八記一「八坂神社記録」(『統史料大成』4巻本の巻数と頁数)、八文一「八坂神社文書」(文書番号)

うにしてその権限を発動させていたのであろうか。史料が比較的豊富に残る感神院別当・目代の場合を例に取り、この点について検証していくこととしたい。

B、感神院別当職と同日代職

近年の福眞氏の研究によれば、感神院別当について次のような点があきらかとなっている^⑧。すなわち感神院には同院を統括する職として古くは檢校と別当の両職があり両職が混用されていた。しかし延久二年(一〇七〇)以降になると座主が別当の補任権者となり、やがては座主が檢校職を兼帯することで、檢校が別当を補任する檢校・別当体制ともいべきものができあがる。そして、それはまさしく祇園社が延暦寺の末寺組織に組み込まれる時期にあたり、具体的には延久四年の後三条天皇の祇園社行幸前後のことであった。さらに座主が檢校を兼務するようになって以降、別当職は基本的にその出身門跡所属の院家の院主が補任されたが、時には灌頂などによる法流の繋がりによっても補任された。また鎌倉時代後期になると門跡の家政機関の構成員が同職に任じられるのが一般的となった。

座主(感神院檢校職)と感神院別当職と歴史的な関係については、福間氏の指摘にほぼ尽きるが、ただあえて門跡組織との関係でいえば、次のような点だけは改めて再確認しておきたい。それは門跡内において院家・出世といった身分差が固定化・表面化してくるのは鎌倉時代中・後期以降のことと考えられ、感神院における檢校職と別当職が、門跡内の門主と院家・出世といった身分関係に対応した形になるのは、まさしくそのような門跡内における身分の固定化と軌を一にしていたであろう、という点である。そして、この点からすると、感神院別当の歴史的な存在意義を考察するにあたって、

門跡組織の実態究明が当面、必要にして不可欠の作業となってくる。

表8 「感神院別当・目代一覧」は福眞氏作成の「祇園別当一覧」をもとに、新たに別当の所属した院名、別当の下で実務を担当した目代の歴代などを追加して作成したものである。これをもとに感神院別当職について見ていくと。

まず別当職に任命された人々であるが、青蓮院の場合でいえば、院家・出世クラスの人々が同職に補任されるのが通例となっていたことがわかる。感神院別当職には他門跡でも執事職を兼ねるものが多く補任されており、これは同職が特に重職と考えられていた結果と思われる。

では感神院別当となった彼ら門跡の院家・出世は、いかなる方法で祇園社に臨んでいたのであろうか。この点を考えるあたって、ポイントとなってくるのが、別当のもとで直接祇園社と対峙する立場にあった目代の存在である。目代の名前が確認できるのは鎌倉時代以前ではわずか数人にすぎず、坊名をも含めたフルネームとなると南北朝時代を待たなければならぬ。よって以下では比較的、史料がよく残る南北朝時代以降の目代を例にとり、その職務について考察を加えることとしたい。

青蓮院支配下の目代としては、観応三年（二三五二）六月から別当威徳院隆静のもとで目代を勤めた般若院昌舜がいる。彼がほかならぬ青蓮院の門徒であったことは、いくつかの徴証がある。まず応安五年（一三七二）七月、道円（註）の青蓮院入室にあたって、彼は円明坊兼慶らとともに「御門徒」として護衛の兵士役を勤めている。また時代は相前後するが、応安四年七月、青蓮院門徒らが近江国仰木庄の支配をめぐる妙法院門徒と争った時、そのなかに般若院の名

が見えている。この般若院は合戦で討死しているから、昌舜より一代前の般若院ということになるうか。いずれにしても青蓮院の門主が座主となり感神院検校となった時、同別当にはその門徒の院家・出世が補任されるとともに、目代職には門徒の山徒が補任されたことを、この般若院昌舜の例は明確に物語っている。

そしてこのような別当・目代の在り方は、決して青蓮院門跡に限られたことではなかった。康安元年（二三六一）から貞治四年（一三六五）にかけて、梶井門跡の門主の承胤・恒鎮が座主となったとき、別当檀那院承忠のもとで西勝坊教慶・杉生坊暹恵・西勝坊憲慶の三人が相次いで目代を勤めているが、西勝坊・杉生坊はともにのちに山門使節となる有力山徒であり、彼らの目代職への補任は、当然その山徒としての力量に期待してのものであったと考えられる。

なお、恒鎮のもとでの西勝坊教慶から杉生坊暹恵への目代職の移行さらにはそれ以後の同職の移動について、『座主記（付祇園別当・執行等）目代』は次のように記す。

目代西勝坊教慶律師

次目代杉生坊卿坊暹恵貞治二六
十八抄

先目代教慶律師、当年祇園馬上屋一字
虫損捕狼藉罪科、武家申入

座主間、改補、仍貞治二年六月十八日補任、

次目代西勝坊教慶律師

山門執申武家之間、同七月二日還補、暹恵弟、

次目代西勝御坊憲慶（憲慶）

貞治三年四月二日、教慶律師死去間、相統補任、

西勝坊教慶から杉生坊暹恵への目代職の移動が、教慶の「馬上屋」への「捕狼藉罪科」を理由としていたこと、教慶が杉生坊暹恵の弟

であったこと、さらには西勝坊憲慶の目代職就任が西勝坊教慶の死去にともなうものであったこと、などがこれによってわかる。つまり、この三人の場合、目代職は親族の間を移動していたわけであり、目代職が有力山徒の既得権として存在し始めていたらしいことがうかがえる。ちなみに西勝坊は永和二年（一三七六）閏七月、同門跡の承胤法親王が座主となったとき、別当檀那院恒忠のもとで目代を勤めており、梶井門跡の門徒であったと考えられる。

以上のいくつかの例から、目代職には、座主を出した門跡に所属する、いわゆる門徒の山徒を補任するのが通例となっていたことがあきらかになった。では、目代となった門徒の山徒は、別当の下で具体的にどのような活動を行っていたのであろうか。

C、感神院の検校・別当・目代

別当・目代と祇園社の関係を、南北朝時代におこった「正月番仕」から出す料足をめぐる両者の争いをもとに見ていく。「番仕」とは正確には「棚守番仕」といい、中世、祇園社では月割で棚守の番を決めて、期間中はその番仕者が賽物等を収納することとなっていた。そしてこの十二か月の「棚守番仕」のなかで別当の取り分となっていたのが「正月番仕」である。その別当の正月番仕の得分の内から、神社の「正月料足」を出すべきか否かをめぐって、正平七年（文和元年、一二五二）、別当と神社の間で議論が起こったことがあった。神社側の執行顯詮が別当に「正月料足」をその得分のなかから支出すべきことを要求したのに対して、時の別当尊勝院慈俊はこれを拒否⁶⁷、両者間で激論が戦わされる。この時にあつての神社側の主張は、次のようなものであった。

①「正月料足」は元徳の仮殿造営の時に、別当の得分から支出

することが決定されている。

②安居院澄俊が別当の時、「正月料足」を納入しないことがあったが、その時も結局は、従前通り納入すべしという裁決の論旨が下された。

③良聖が別当の時にも無沙汰となったことがあったが、これまた訴訟の上、やはり神社に納入された。

④さらに去々年（観応元年）無沙汰のときも訴訟の上、神社側の主張が認められ、六月になり神社に納入された。

つまり、元徳以後、別当がしばしば納入を拒否することがあったにもかかわらず、神社ではそれらを説き伏せ一貫して正月番仕から「正月料足」を収納してきたというのが、その言い分であった⁶⁸。

さて、そこでこの争いにおける別当の対応であるが、神社との交渉にはもっぱら目代が当たっている。そもそも出来事の発端自体、執行顯詮が目代に「正月料足」十貫文の納入を求めたこと⁶⁹にあった。相論時に限らず、別当の実務はすべて目代がこれを取り仕切っていたと考えられるのであるが、ただ、ここで重要なのは、目代はあくまでも実務を担当するだけで、神社の運営・統治に関しては何らの権限を有していなかったと見られる点である。

顯詮の日記には目代の言葉として「明日可申入別当御房云々⁷⁰」、「可申別当御房云々⁷¹」、「今難及其沙汰之由、別当被仰云々⁷²」といった、別当の指示を仰ぐ言葉が、繰り返し記録されている。目代は交渉の経過を逐一別当に報告し、その指示のもとに動いていたわけであり、祇園社の統治者はあくまでも別当であり、さらにその上の検校であったことがうかがえる。

そして、これら検校・別当・目代の三者の関係を考える上で参考

となると思われるものに、正平六年（観応二年、一三五二）から同七年にかけて、度重なる座主の交代に伴って起こった執行職の任料をめぐる出来事がある。

祇園社の執行職は神社内の社僧が勤めるのを通例としていたが、その補任権は検校の手に握られていた。そのため執行は座主の交代のたびごとに新たな補任状の発給を申請せねばならず、それにともない「任料（進物）」を検校・別当に進納するのを通例としていた。ところが観応の擾乱で政局が混乱した正平六年から同七年にかけて、座主が頻繁に交替した結果、短期間に「任料」を繰り返して進納しなければならぬという事態が起こる。

まず正平六年十一月、足利尊氏が南朝に下った時、北朝から補任されていた座主青蓮院尊円が辞任⁷⁴、同年十二月、善法院慈巖が南朝によって新座主に補任される⁷⁵。しかし尊氏がわずか二か月で南朝との和議を破棄し北朝が復興すると、正平七年（観応三年）六月、尊円が座主に返り咲く⁷⁶。ところがその尊円も四か月たらずで座主を退き、同年十月には梶井門跡尊胤が新たに座主となったのである⁷⁷。

わずか一か年の間に三度も座主が交替するというこのような異常事態のなか、時の執行顯詮は結局、慈巖・尊円・尊胤の各座主にそれぞれ五十五貫文（内、五貫文は別当吉書分⁷⁸）、十三貫文⁷⁹、二十五貫文⁸⁰と、合計九十三貫文もの任料（進物）を支払わされている。むろん各別当へもまたそれ相応の礼銭を支払っており、この時、執行顯詮が強いられた負担は莫大な額に及んだ。

さて、この執行の任料をめぐる一連の動きで、まず注目されるのは、検校・別当側にあつて実際の折衝を行っていたのが、ほかならぬ目代であつたという点である。たとえば慈巖（別当尊勝院慈俊）

の時の任料は大金であつたため何度かに分けて支払われているが、徴収にあつた時の執行との交渉はすべての目代大進坊増智がこれを執り行なっている。任料の請取状も彼が出しており、目代が現場の責任者であつたことが確認できる⁸¹。

また、この時の任料は、当初、別当の「吉書分」の五貫文込みで五十貫文という約束であつた。ところが座主が五十貫文すべてを取り込んでしまい、そのため別当が新たに自分の「吉書分」五貫文を要求、結局、顯詮は合わせて五十五貫文を支払わなければならないという事態に立ち至るが、次に引用したのはこの間の経緯を記した『祇園執行日記』正平七年一月三日条の記事である。

一、今朝自別当以大進房被仰云、進物事、以五千疋内可執行吉書之由、去年被仰定了、而五千疋分悉可被召座主之由被仰之間、又百疋ハ下行吉書之由、雖申之、不被用之間、無力次第也、変改之間、不可然、但不自専事也、被領状者、可為神妙云々、（中略）且載状可申左右之由被仰之間、五千疋内四百四十疋猶未済、近日秘計難叶之處、重五百疋事、自元不存知之上、近日秘計難治之由載請文進了、而目代隨身彼状申入之處、此分可申貫首、但猶難遁歟、然而為難治者、可申切之、就其為難題者、別当職同可辞申、定有改替歟之由被仰云々、今日者不申明返事、

ここでも目代がやはり執行との交渉役を勤めていたことが知られる。また、それとともに注目されるのは、執行から任料減免の願いが目代から別当を介して検校にまで達していたという点である。目代はあくまでも実務担当者に過ぎず、その上には祇園社を統治する検校・別当が厳然として控えていたのである。

目代がどこまでも実務担当者であり独自の権限を持たない存在であったことは、発給文書の面からも確認することができる。すなわち検校から祇園社への命令はまず令旨・御教書をもって別当宛に発せられ、これを受けた別当がさらに御教書・奉書をもって執行に遵行することで完結しており、目代が文書を発した例はない^⑧。検校・別当の代官としての目代の地位を示すものといえよう。

以上、座主が検校職を兼帯した場合、その支配が該当寺社にどのような貫徹されていたかを祇園社を例にとり見てきた。その結果を整理すれば次のようになる。

- ①座主（検校）は別当職に門徒の院家・出世を、また目代職に門徒の山徒を補任するというように、門徒をその要職に宛てることで、管領下に入った寺社を支配していた。
- ②寺社支配の実務は、すべて山徒の目代を通じて行われた。
- ③検校の命令は文書をもって別当経由で寺社に下達されたが、その際、目代は文書を伝達するだけで、自らが文書を発給することはなかった。

①の事実は、座主となった門主が新たに管領下に入った寺社を支配しようとするれば、その拠り所はやはり門跡組織をおいてなかったことを如実に物語っている。座主は複数の寺社の検校職を兼帯するのが通例であり、それらを同時にかつ短期間に支配下に置くには、このような門跡組織の動員しか道はなかったのである。

また②③に関していえば、目代職が通常、有力山徒に与えられたいたという事実が、重要な意味を持つ。検校・別当が目代に期待したのは、その軍事力・経済力、ひいてはそれらをもってする彼らの実務能力の手腕であった。門徒の山徒が門跡領の所領経営にあつ

ていたことについては、数多くの事例を指摘することができるが、その実務手腕が門跡領に止まらず、座主となったときの座主領にまで及んでいたことを、祇園社の別当・目代の例はよく示しているといわなければならない^⑨。

むすび

本稿によってあきらかとなった点を改めて整理しておく、次のようになる。まず第一に門跡組織は修法の速やかな執行を第一義として構成され、その結果、門徒僧綱と坊官という二つの基盤を持つものとなっていた。第二に門跡の世俗的な諸々の活動もこの二つの人的基盤の上に立ち、それぞれの代表ともいべき執事と庁務が並立する形で実行されていた。第三に延暦寺との関係でいえば、門主が座主職に就任した時、広範囲にわたる座主の得分収得のためにこれらの門跡組織があげて機能していた、などである。そして、これら三点を合わせ導き出される結論はただ一つ、門跡の組織は「惣寺」としての延暦寺とはあきらかに一線を画した存在として、独自に諸々の社会的機能を果たすだけの能力を保持していたということである。むろん、門跡組織を構成していたのは基本的にすべて延暦寺僧であり、門跡が延暦寺と無関係に存立していたというのではない。そればかりか門徒僧綱や門徒の山徒など、その主要な構成員は延暦寺の主要な構成員でもあり、この点で延暦寺なくして門跡が存立し得なかったことは改めていうまでもない。ただ、ここで強調しておきたいのは、門跡組織が延暦寺の人的資源を巧みに利用しながら、延暦寺の寺院組織からはあきらかに自立した権限と能力を

持つに至っていたという点である。

一方、中世、「惣寺」としての延暦寺が大衆勢力の完全なる手中にあり、門跡がそこから切り離された位置にあったことは、三門跡の門主・門徒僧綱が朝廷・幕府の要請を受けてしばしば大衆の抗議行動の慰撫に当たっていたという事実からもあきらかである。また、門主がたとえ座主となった場合でも、「惣寺」に命令を下達する手段は執行機関としての寺家を介するほか手だてはなく、この点からも両者の間に歴然たる一線が存在したことは間違いない。大衆の支配する「惣寺」としての延暦寺と、その「惣寺」の外にあった門跡という構図がここに浮かび上がってくる。

初めに触れたように、朝廷・幕府の延暦寺への政策といった場合、対象となる延暦寺を動かしていた主体が誰だったのか、また門跡はそのなかに含まれていたのか否か、といった点を明確にすることなくして、延暦寺を総体として論じることは出来ない。佐々木氏が延暦寺と鎌倉幕府との関係を一触即発の緊張関係であったと評価したのに対して、平氏がそれとは全く逆に両者の関係を協調的なものと考えたのも、まさにこの点を明確にしないうまま論が展開された結果に他ならない。

そして、中世において「惣寺」としての延暦寺が大衆の支配下にあったとする私の立場からすれば、門跡と鎌倉幕府との協調関係をもって、即、延暦寺と幕府の協調関係と考える平氏の見解が到底承認し難いことはいまでもない。門跡が一貫して朝廷・幕府の側にあって大衆勢力（惣寺としての延暦寺）の突出をくい止める役割を果たしていたことは、本稿でも一部見た通りである。つまり門跡は常に体制側において大衆と直接対峙する立場に位置付けられていた

わけであり、そのような門跡との関係のみをもって、朝廷・幕府の延暦寺への政策を云々することは、意味を持たないといわざるを得ないからである。

さらにこのような理解に立てば、朝廷・幕府との関係で、門跡が果たしていたもつとも重要な歴史的な役割として高く評価されなければならぬのは、大衆勢力の慰撫といった直接的な「惣寺」への働きかけもさることながら、「惣寺」からの人的資源の囲い込みであろう。これは門跡組織が本来的に具備していた性格と考えられるが、本稿で論証した通り、門跡組織は上は僧綱から下は山徒に至る「惣寺」の人材を、間断なく自らの内部に取り込み続けており、この点に限って言えば、門跡は「惣寺」としての延暦寺にとって、まさに獅子身中の虫となっていたといえる。門跡が果たしていた最も大きな歴史的機能の一つはまさにこの点にこそあったと私は考える。そして、現実にも「惣寺」としての延暦寺は、ほかならぬ門跡組織のこのような機能によって、次第に有名無実化の道をたどっていくこととなるのであるが、その詳しい経過の検証については今後の課題とし、本稿を結びたい。

〈註〉

- 1 佐々木馨『中世国家の宗教構造』（吉川弘文館、一九八八）。平雅行「鎌倉仏教論」（『岩波講座日本通史』八、岩波書店、一九九四）。
- 2 景山春樹「比叡山」、渡辺守順他編『比叡山』参照。
- 3 拙稿「中世門跡寺院の組織と運営」（村井康彦編『公家と武家―その比較文化的考察―』、思文閣出版、一九九五）参照。
- 4 延暦寺では「惣寺」なる言葉の使用例はいまだ確認していないが、中世、しばしば延暦寺と争った園城寺では、寺内の北院・中院・南院の三ブロックの総称として「惣寺」なる呼称が用いられている。園城寺

の北院・中院・南院は、延暦寺の三塔（東塔・西塔・横川）にあたるものであり、各ブロックからすれば、寺院全体が「惣寺」と認識されていたことがわかる。なお、園城寺には「南院惣想集會引付」と名付けられた室町時代の衆議記録を初めとして、南院に関わる諸記録・文書が数多く残されており、衆徒による寺院運営の実態を詳しく知ることができる（『新修大津市史』2「大津市役所、一九七八」。園城寺編『園城寺文書』2「園城寺、一九九九」参照）。その詳細については稿を改めて述べる他ないが、あえて一言でいえば、「惣寺」としての園城寺の運営は衆徒の自治に全面的に委ねられていたことを、これらの史料は如実に物語っている。延暦寺の場合も、事情は同じであったと考えられる。

5 中世の延暦寺の大衆の動向については、拙稿「中世大寺院における「寺家」の構造」（『京都市歴史資料館紀要』一〇、京都市歴史資料館編、一九九二年）、衣川仁「中世前期の延暦寺大衆」（大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造』一九九七、思文閣出版）参照。
6 『門葉記』一七〇（勤行法補五之一）。

7 門主在職期間は、すべて『華頂要略』門主伝の記事によった。慈道がいったん門主職を尊円に譲った後に二年間余りで、再び門主となっているのは、両者間で争いがあったからである。「門主伝」巻第十六は、建武二年（一三三五）九月、慈道が尊円に再び門主職を譲与したことをもって「同月廿一日、尊円親王入室、有師貧之礼依勅裁有和睦之儀と記録している。

8 『華頂要略』巻第十四「門家伝」の「坊官伝」第五「長谷家」系図に、「法印玄忠」の名がある。同系図は玄忠を長谷玄増の子とし、「三位、序務、歌人」の注記を施す。また、道玄・慈助・慈道の三代の門主に仕えたことをあわせ記す。
9 『門葉記』一六（七仏薬師法六）。

10 『華頂要略』「門主伝」一六。正和三年（一三一四）八月条に「以覚守法印補青蓮院執事」とある。ちなみに慈道が青蓮院門主となったのは、これより四か月前の同年四月十三日のこと（『華頂要略』「門主伝」一六）。なお覚守が安居院の院主であったことに関しては『華頂要略』三四（「門家伝諸院家」一、安居院）ならびに『尊卑分脈』二参照。

11 慈道の正中元年（一二三四）十二月の拜堂次第を記録した『門葉記』百七十五（山務三）に「執事祇園法印行守と見える。また彼が「内大臣行守法印」と呼ばれていたことについては、『華頂要略』門主伝第十六、元応元年（一三一九）三月二十九日条、正慶二年（一三三三）十一月十五日条等参照。院号については不詳。門跡の執事の役務等については、前掲註3拙稿参照。

12 註7参照。
13 実乗院桓豪に関しては『門葉記』一七五（山務三）正慶元年八月の尊円の拜堂登山にあたり扈從僧綱として「扈從左大臣法印桓豪于時院主執事と見えるほか、『華頂要略』「門主伝」第十七、正慶二年二月二十八日条に「奉行僧左大臣法印桓豪于時執事と記される。

また威徳院隆静の執事職については『華頂要略』「門主伝」一七、曆応三年（一三四〇）七月条に「今年、権大僧都隆静補門跡執事」とあり、その就任時期を知ることができるほか、『祇園執行日記』観応元年三月二十三日条に「一、参青蓮院以玄慶僧都申入両御所、有愍勤御返事、又隆静法印見参了」とあり、『華頂要略』「門主伝」一八、延文元年八月二十八日条、同三年七月二十日条などに彼を「執権」「執事」とした記載がある。なお隆静は「尊卑分脈」二によれば四条隆行の子で、威徳院の院主であったことが知られる。

14 『門葉記』五〇（長日如意輪法二）所収の正慶元年七月の修法記録に「信嚴」「聖光院法印」とある。

15 尊道が尊円から青蓮院門主の地位を譲り受けたのは延文元年（一三五六）八月二十八日のことであり、それまでは「妙香院宮」と称して青蓮院の「洛陽之本坊」十楽院に住していた。「妙香院宮」の呼称は尊道が暦応三年二月、慈慶から同院の「委附」を受けたことによる（『華頂要略』門主伝十八）。

16 妙香院は良源が愛弟子尋禅（九四三―九九〇、撰政藤原師輔の子。第十九代天台座主。諡号を慈忍という）のために横川の別所である飯室谷に建立した妙香房に始まる。のち尋禅がこの私房を拡大、妙香院と号したものである。永祚二年（九九〇）尋禅は妙香院に藤原師輔から与えられた莊園を施入して一条天皇の御願寺とし、尋禅の死後は、尋光・尋円・頼賀・尋算とその一流によって妙香院校職は相承されて

いった(以上、武覚超『比叡山三塔諸堂沿革史』「叡山学院、一九九三」による)。妙香院が青蓮院に附属することとなったのは、慈円の跡を承けて門主となった良快の時からで、『華頂要略』巻第三上(山上御本坊并御管領所)によれば、尊忠から譲りを受けた良快からあとは一貫して青蓮院が同院を継承したことになっている。また、同書には、

妙香院在飯室谷本堂之北

当院者、慈忍和尚御住坊也、良快大僧正御伝領之後、附属当門跡訖、為当院門主之人、横川一谷管領流例也、仍以当院為横川本坊云々、とあり、妙香院が鎌倉時代以降、青蓮院の「横川本坊」となっていたことが知られる。

17 文和四年十月三十日付「後光厳天皇綸旨」(『華頂要略』「門主伝」十八)。綸旨の書き留めは、尊道がまだ青蓮院門主となっていなかったため、「此旨可令申入妙香院宮給、仍執達如件」となっている。

18 『華頂要略』「門主伝」一八に(延文元年同八月)廿八日、受門跡与奪執権隆静法印・雑務泰深等、為奪二品親王御使来、親王御病中也と記される。

19 『執筆職補任』(『華頂要略』五二)はこの二人をともに歴代執事に数える。上乘院尋慶が執筆を辞任した直後の永和元年(一二七五)、あやまって彼に宛てた請書が門跡に届いたことについては、註20参照。また道尋については『華頂要略』「門主伝」十八の至徳二年四月十一日条に「執事権大僧都道尋書出云」とある。道尋は尋慶の弟子で、貞治六年五月十九日、尋慶が僧正に任じられた時、門跡の執事職を与奪したという(『座主記(付祇園別当・執行等)目代』(『祇園社記』五所収)。

20 『門葉記』五一(長日如意輪法三)。

21 『華頂要略』「門主伝」一八、二〇。

22 註19参照。『門葉記』一〇二に「道尋大僧都太政大臣」と見える。

23 門跡における執事の役割については前掲注3拙稿参照。

24 中世の僧綱については伊藤清郎「中世僧綱制に関する一考察」(『山形史学研究』一五、一九七九年)、「中世僧綱制の研究―鎌倉期を中心に―」(『歴史』五二、一九七九年)、「中世僧綱制と延暦寺」(豊田武博士古稀記念『日本中世の政治と文化』、一九八〇年)。牛山佳幸「僧綱

25 制の変質と惣在庁・公文制の成立」、「賜綱所」と「召具綱所」―仁和寺御室の性格究明への一視点―」などがある。

『百練抄』建保三年三月十六日条。同日条には「山座主并僧綱等参入院御所、訴申園城寺衆徒昨日行向東坂本令焼兵士屋并在家等事」とあり、園城寺との争いにあたり、朝廷への訴えを「僧綱」が座主承円(梶井門跡)とともに行っていたことが知られる。ここにいう「僧綱」は梶井門跡の門徒僧綱を指すと考えられる。

26 『吾妻鏡』建保六年十月十二日条には、石清水八幡宮との相論で座主・門徒僧綱が衆徒の慰撫にあたり、騒ぎを収めたことをつたことを次のように記す。

十月廿二日、辛酉、日吉神輿入浴以下事、已静謐之由有其沙汰、日来度々申京都訖、去月廿一日入浴、同廿三日三塔諸堂日吉社閉門、又祇園・北野以下末寺末社同以閉門、雖然今月十二日貫首以下門徒僧綱登山有衆徒、令開山上社頭門戸、中堂四社神輿、奉帰座本社云々、

ちなみにこの門徒僧綱による衆徒慰撫は、朝廷からの「於此事者、更非裁許之限、早全□登山加教訓、可令落居」という指示のもとに行われたものであった(同年九月二十二日付「藤原定家書状」(『南部文書』)。

延応元年九月、天王寺別当職をめぐる園城寺と争った時にやはり、門徒僧綱が大衆の慰撫にあたったことは、『華頂要略』「門主伝」五に「(延応元年九月)同廿七日、大衆重三塔会合、門徒僧綱信承権大僧都登山、同廿九日僧綱法印貞雲、宗源、隆承、権大僧都信承、智円、権少僧都祐性、并三綱所司社司等群参撰政殿下近衛訴申之、同十月三日、門徒僧綱慈賢僧正、俊範法印、隆承、聖増、承兼大僧都等登山、宥衆徒云、奉下神輿之後、可有御沙汰云々、依之同十二日衆徒奉帰座神輿於本社畢」と見える通りである。

27 『天台座主記』文永二年八月二十一日条。

28 『華頂要略』「門主伝」九。

29 元応元年閏七月付「関東使者奏聞事書」(『大乘院文書』)。

30 この間の経過を『門葉記』二五(普賢延命法六)は次のように記す。
一、雑掌事

如支度可致本法沙汰者、雜掌難得歟、今則取略定、大分一万五千匹之由被定、其内五千匹可為阿闍梨御沙汰、為御訪一向二モ可被沙汰進故云々、五千匹仙洞御分、尚清法印所進也、殘五千匹遊義門院御分、経繼卿奉云々、行事僧云、於五千匹者、雖可為阿闍梨御沙汰、計会境節定難治歟、只以一万匹如形可分配也云々、行事僧正所進支物見及分少々雖載右、不分明、仍為向後才学重注之、

門跡内における庁務の役務・職権については、前掲註3拙稿参照。
『門葉記』六六(冥道供三)。この時、幕府からの冥道供執行命令を受けた状況について、尊円は同記に次のように記している。

予自去年冬経廻坂本住于実成坊、是天下不静之間、且於社頭近辺致精析、且為当所静謐座主門主等可越坂本之由、武家内々依示送也、今年正月十五日、光惠僧正状到来、彼状云、昨日依招引参向武家、為重厄祈可修冥道供、乍恐可有御勤修之由、可申入也、日次可為来十八日、支具事、清胤可奉行、早可請取之由、可有御下知行事僧云々、此状未許到来、泰源法眼境節伺候之間、此旨仰含了、

泰春が文和四年(一二三五)十一月に青蓮院の庁務に補されたことについては、『華頂要略』「門主伝」十七参照。またそれ以前彼が尊道のもとで妙香院の庁務を勤めていたことについては、『門葉記』二六二に「妙香院庁務」と見えることからあきらかである。青蓮院と妙香院との関係については、前掲註16参照。

尊道は応永十年(一四〇三)七月五日、七十二歳で死去するが、義円が青蓮院に入室したのは尊道の死のわずか半月前の応永十年六月二十一日のことであった(『華頂要略』「門主伝」一〇、『兼宣卿記』応永十年六月二十一日条)。時に義円はわずかに十歳。彼は十五歳で出家し、応永十八年に受戒した直後、はじめて泰村を「雑務職」に補任している。

『華頂要略』四一「門下伝・坊官五」。『坊官系図』(『統群書類従』一八八)。

『庁務職補任』(『華頂要略』五二(門下伝・門室諸役名次第))。

玄忠が尊道の奉者として発給した令旨は文保元年七月十五日付を初めとして(「京大」丙三六号)、同年七月二十日付(「明王院」二九二号)、同年八月七日付(「明王院」三二六号)、同年九月二十二日付(「明王院」

三七、二九〇号)、同二年三月一日付(「明王院」三八号)、同二年六月六日付(「明王院」二四六号)、同年八月二十八日付(「明王院」四〇号)が残る。また玄忠(三位法印)宛の文書としては、文保元年七月十四日付「二条中納言書状」(「明王院」二九三号)、同年七月二十日付「某書状」(「国会」四五号)、文保二年二月二十五日付「六波羅探題召状案」(「国会」五〇号)がある。

38 『門葉記』一〇二(入室出家受戒記三)。

39 『門葉記』六(熾盛光法)六。

40 『門葉記』六(熾盛光法)六。

41 『門葉記』一二六(灌頂)六。

42 先の表3「行事僧一覽」参照。また『華頂要略』「門主伝」一七の曆

43 『華頂要略』「門主伝」一七、正中元年五月十四日条。

44 『門葉記』一七五(山務三)。

45 曆応三年七月、青蓮院尊円が妙香院門跡を管領した時、隆静は「門跡執事」に補せられている(『華頂要略』「門主伝」一七)。彼は、曆応四年八月十四日の尊円の拝堂登山にあたっては時の執事として尊円に「扈從」している(『門葉記』一七五(山務)三)。この他、隆静の執事職在任に関しては、祇園執行日記「観応元年三月二十三日条参照。

46 『華頂要略』「門主伝」一八。

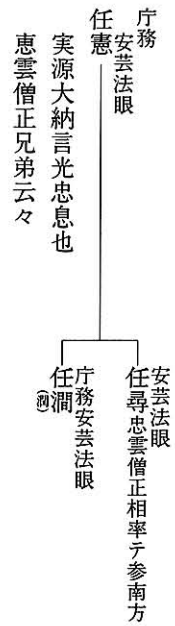
47 『庁務職補任』は、経聰の庁務在任を応安四年(一二七一)から同七年四月までとするが、現実にはいまましく長く庁務を勤めていたようである。『華頂要略』「門主伝」一八、永和五年(一二七九)条には「大藏卿庁務法印経聰」と見える。

48 『祇園執行日記』正平七年十月十八日条に「遍照光院僧都静豪」と見える。

49 『祇園執行日記』観応元年三月二十四日条に「参梶井殿、以静豪僧都申入両御所」、正平七年三月十八日条に「参梶井新宮御弟、静豪僧都見参」と見える。この他、同記正平七年七月二十三日、同年十月十一日条、同年十一月十二日条参照。

50 『祇園執行日記』正平七年二月一日条に「梨本庁務法眼任意憲」、同年七月十九日条に「向梶井殿庁務安芸法眼任意許」と見える。任意はこの

51 前後、六角堂の別当職を勤めていたことが同記の正平七年閏二月二十八日条から知られる。
『坊官系図』（『続群書類従』一八八）はこの二人の関係を次のように記載する。



光憲については、『坊官系図』に記載がなく、「任潤」の誤読かとも思われるが（『菅浦文書』六九〇参照）、ここでは取りあえず梶井門跡の坊官としてあげておいた。

52 『尊卑分脈』一によれば、檀那院承忠・恒忠とともに大炊御門氏忠の子であった。檀那院が南北朝時代に梶井門跡の院家として同門跡の下で活動していたことは、承忠・恒忠が同門主が天台座主となった時、二人とも感神院別当職に補任されていることからうかがい知ることができる（表8）参照。

53 『祇園執行日記』正平七年十月二十四日条に「参別当方、光潤僧都見参、别当分社領事、条々被尋之間、所存分申了」とあり、当時、祇園社（感神院）別当であった檀那院承忠のもとを訪れた同社執行の頭詮は、光潤と実務的な話し合いを行っている。このほか彼が承忠の下で実務を担当していたことについては、同年十一月三日・十二日条参照。拙稿『日嚴院引付』『即往院座主拜任事』（『学叢』一九、一九九七年三月、京都国立博物館）。

54 石泉院・尊勝院・定法寺が青蓮院の院家、無量寿院が青蓮院の出世であったことについては、前掲註3拙稿参照。
55 西塔院主の補任について、『宝幢院檢校次第』（『続群書類従』九四）はその濫觴とともに、

貞観元年月日、内供奉十禅師惠亮和尚、依慈覚大師始奏、補西塔院主職、是院主元祖也、件院、伝教大師点定地、付属円澄和尚、和尚建立仏閣等、承和三年入滅之時、所付属慈覚大師也、仍今日以惠亮法師、経 天奏為院主職之後、代々座主加處分経奏聞云々、

と記す。同記は続けて惠亮以後、文永五年（一二六八）十二月、座主淨土寺慈禅のもとで同職に補任された円守までの歴代の西塔院主（檢校）八十一名の名前を記録する。西塔院主の場合も、多くは座主所属の院家・出世から選ばれた者がその職に補任されたと考えられるが、後になると、先例に基づいて他門跡の院家・出世がこれにあたるようにもなっている。次に引用したのは、大永二年（一五二二）七月の書写奥書のある曼殊院本『天台座主記』の末尾に記された、室町時代後期の西塔院主の歴代である。

教覚 石泉院重源 尊応 定法寺実助 堯胤 石泉院証源
覚胤 石泉院忠順 尊鎮 定法寺実源 堯尊 安居院初例
應胤 定法寺実源

54 これによれば、石泉院の歴代は、妙法院教覚、同覚胤、円融房（梶井門跡）堯胤らのもとで西塔院主を勤めており、青蓮院の院家であった定法寺実源も、青蓮院尊応、同尊鎮だけでなく、梶井門跡の應胤のもとでも西塔院主を勤めていたことになる。なお、この頃には西塔院主職への補任をめぐり、激しい売り込み合戦が展開しており、妙法院堯尊のもとで初めて同職についた安居院覚澄は、石泉院（忠順か）との競争に勝つてその職を手にしたものであった（前掲註54拙稿参照）。

55 経守は鳥居小路経守、泰温は大谷泰温とともに青蓮院の坊官（『華頂要略』四一（門下伝））。経守は応永二十四年から同三十四年六月まで庁務を勤めている（同前）。

56 金輪院弁澄については拙稿「山門使節制度の成立と展開」（『史林』五八一―一、一九七五）。辻博之「中世山門衆徒の同族結合と里房」（『待兼山論叢』一三、一九七九）参照。

57 「勘定衆」および宝城房厳秀については、拙稿「延暦寺千僧供領の研究―室町時代における近江国富永庄の支配機構」（『賀茂文化研究』二、一九九三年、賀茂文化研究所）参照。

60 福眞陸城「祇園別当の成立と変遷―比叡山との関係から―」（『ヒストリア』一五一、一九九六）、「中世祇園社と延暦寺の本末関係―祇園檢校、別当の関与から―」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』一九九七年、早稲田大学大学院文学研究科）。なお福眞氏は後者の論文で、「本寺延暦寺による末寺祇園社支配は、祇園檢校、祇園別当による補

任権の行使、吉書行事の維持」などをもって、永享頃まで存続したと結論付けている。この結論そのものに異論はないが、問題は彼らがいかなる形で現実にそれらの権限を行使していたかであろう。この点を理解するためには、以下に述べるような門跡組織との関係究明が必要不可欠と考える。

61 『門葉記』一〇二（入室出家受戒記三）応安五年（一二七二）七月十六日条。ちなみにこのとき兵士として召し寄せられた「御門徒」としては、般若院昌舜のほか、金輪院実澄、西勝坊道賢、正観院能運、円明坊兼慶、南岸坊澄猷、井上坊源因らの名があがる。般若院については註58辻論文参照。

62 『祇園執行日記』応安四年七月二日条。坂本の梶井御所北辺の合戦で「般若院青蓮院御門徒」が討たれたことを伝える。

63 『座主記（付祇園別当・執行等）目代』（『祇園社記』五所収）。

64 前掲註63参照。

65 「別当御古書以前御得分并目代分執行管領事」（『祇園社記統録』三所収）の歴代座主・別当を列記したなかに次のように見える。

永和二年

座主二品親王承一（胤）壬七月

別当僧都恒忠目代西勝坊

このように永和二年（一二三六）閏七月、同門跡の承胤親王が座主となったときも、西勝坊は別当檀那院恒忠のもとで目代を勤めている。

66 「棚守番仕」については、『祇園執行日記』にその権利をめぐる出来事に関わる記載が数多く収められている。

『祇園執行日記』正平七年正月二十、二十一日条。

67 『祇園執行日記』正平七年正月二十二日条、同年二月十日条。両日条には前執行静晴が語った言葉として、この間の事情が次のように記されている。

（正月二十二日）一、正月番仕役置用途拾貫事、申談前執行静晴法印之處、元徳以来、為正月番仕役沙汰来之条無子細、梶井殿御代良晴（聖）法印社務時、難渋之間、澄春法印時、公文為支証申成院宣之間、無相違沙汰了快茶番仕云々、又隆静法印社務代幸有番仕去去年七月比沙汰了、去年又雖申之、依世上動乱、所出一向有名無実之間、不道行、

所詮、被申論旨可有沙汰歟、元徳論旨者紛失文書之時、同以紛失了、良晴法印代院宣又無左右難撰出、若自別当被尋下者、委細可申云々、（二月十日）一、社頭舗設料足事、昨日被尋静晴法印之目代申之間、今日以仙舜尋遣静晴法印許之處、為正二月番仕役哉否、又為公用内哉之由被尋之、未申請文、此事仮殿造営之時、別当得分、番仕可被勤落之由雖有御沙汰、以別儀舗設料足計可沙汰之由治定了、而澄俊法印社務之時難渋之間、被下 論旨之間、令沙汰了、良聖法印社務之時、又無沙汰之間、申成座主宮梶井令旨之間、同沙汰了、

去々年又年始無沙汰之間、就訴申、至于六月令沙汰了幸有、是等趣任憲可注進云々、為公用内哉否事、為正月番仕役之上者、可為公用内之条無子細歟、但番仕奉行仁与別当可為問答歟、同此趣可申云々、正月二十二日条では別当良聖の時の裁許が「院宣」となっているのに対して、二月十日条ではこれを「座主宮梶井令旨」としているなど、両日条の内容は細かな点で微妙に食い違っている。ただ「正月量料足」についての執行側の主張①②③の概要はこれによってあきらかであろう。

②にいう安居院澄俊が感神院別当であった時期については定かではないが、澄敏に関しては康永二年（一二三三）九月二十九日、尊勝院玄智の十三回忌の導師を勤めたことが『祇園執行日記』同日条に見えており、南北朝時代初期に活躍した僧であったことがわかる。また『華頂要略』三四（門下伝・諸院家一・安居院）は、澄俊について「奉仕梶井」「大塔宮執事」と注記しており、これを信じれば、梶井宮尊胤が元徳二年（一二三〇）六月の仮殿遷宮以降に天台座主（感神院別当）となったはずかの時期に別当であった可能性が高い（表8参照）。尊胤は元徳二年以降、正平七年（文和元年、一三五二）までの間に、正慶二年（一三三三）正月から同年六月、建武三年（一三三六）十月から暦応元年（一三三八）十二月、貞和三年（一三四七）八月から観応元年（一三五〇）五月までの三回、座主職に就いている（『天台座主記』『祇園執行日記』）。ただし貞和三年から観応元年にかけての時には、良聖が別当となっており、したがって、安居院澄俊が別当だったのは、これを除いた前二者のうちのいずれかの時期であったということになろう。なお、両日条に見える「梶井殿御代良晴

(聖)法印社務時「良聖法印社務之時」とは、尊胤が貞和三年八月から観応元年五月まで座主であった時のことと考えられる(『祇園執行日記』観応元年五月二十九日条、表8参照)。

ちなみに良聖は別当を辞任した時、同時に「座主之執事」をも辞任しており(同前)、梶井門跡の執事であったことが知られる。また「尊卑分脈」によれば、御子左為通の子に延暦寺僧で「良聖」を名乗る人物がおり、「猪熊」を名乗ったとされ、彼の跡は甥の「良寿」なる者が嗣いだことになっている。梶井門跡に「猪熊」を名乗る院家もしくは出世が存在したことは、時代は少し下がるが『満濟准后日記』永享二年四月二十六日条に「檀那院良昭僧正来、猪熊師跡相統仁體同道、経成卿甥云々、當年十二歳云々、小僧也」とあり、梶井門跡の院家檀那院良昭が三宝院満濟にその「師跡相統仁體」を紹介していることからもあきらかである。なおここにいる「経成」とは当時権中納言であった勸修寺経成のことであろう(『公卿補任』)。

③にいう良聖との相論後に執行側が手にした「澄春法印時」の院宣とは、元徳の仮殿造営から後に下されたものであったはずである。そして、そのことは正月二十二日条に名前があがる「澄春」が、まさにこの前後に活躍していた山徒であることから裏付けられる。彼、澄春は早くは正和二年(一一三三)に「恵村」なる山徒と争っており(『日吉社并叡山行幸記』)、下つては「葛川明王院史料」に元徳二年閏六月十五日付の「金輪院澄春書状」(二七二号文書)を残している(伊香立庄給主としての資格で書かれたこの「金輪院澄春書状」の発給者を『葛川明王院史料』は「澄春」とするが、これは「澄春」の誤読)。

また澄春は元徳二年八月頃、青蓮院領の近江国伊香立庄の給主を勤めていることから、この時期より青蓮院門徒となっていたと推定される(拙稿「葛川・伊香立庄相論考」(『史林』六七―二、一九八四年)参照)。とすれば、ここにいう「澄春法印時」とは、青蓮院尊円が座主職であった時期のことであった可能性が高いことになる。尊円はこの時期、元弘元年十月から正慶元年十月までと、暦応二年十月から同四年十二月までの二度、同職を勤めており、金輪院澄春はこのいずれかの時期に目代となっていたのであろう。

69 前掲註67史料参照。

70 『祇園執行日記』正平七年正月二十日条。

71 『祇園執行日記』正平七年正月二十一日条。

72 『祇園執行日記』正平七年二月二十二日条。

73 『天台座主記』(尊円)正平六年十一月十一日条に「同月十一日止座主、北朝敗北之間、依南朝沙汰也」とある。

74 註63の「座主記(付祇園別当・執行等)目代」(『祇園社記』五所収)。

75 註63の「座主記(付祇園別当・執行等)目代」(『祇園社記』五所収)。

76 『祇園執行日記』正平七年六月二十六日条。同日条に「座主青蓮院二品親王御還着、別当隆静法印、目代般若院昌舜僧都、執行顕詮」と記される。

77 註63の「座主記(付祇園別当・執行等)目代」(『祇園社記』五所収)。

78 『祇園執行日記』正平七年七月六日条に「執行進物十三貫文内、昨日三貫沙汰之、今日又所殘可沙汰之由雖被仰之、不用意之由申了」とあり、尊円への「執行進物」が十三貫文であったことがわかる。

79 『祇園執行日記』正平七年十月三十日、同年十一月三、九日条。梶井宮尊胤への「進物」は最初は二十貫文となっていたが、のち「吉書分」として五貫文の追加を求められ、最終的には二十五貫文を支払っている。

80 任料が目代經由で支払われたことは、『祇園執行日記』正平七年正月九、十八、十九、二十二、二十五日条参照。

81 たとえば康永二年十一月、祇園社の馬上役を賦課された六角町の日吉右方唐鞍神人が免除を願い出たときには、その是非を問う感神院校(座主)の青蓮院尊円の令旨と、これを受けた祇園社執行宛の別当実

乗院桓覚の施行状が発せられているだけである（『祇園執行日記』同月十七日条）。つまりそこでは目代が文書を発給した気配は全くない。また正平七年正月、別当尊勝院慈俊が任料の速やかなる支払いを命じるために祇園社執行に「厳密御文」を下した時にも、目代はこれを仲介するだけで自らは文書を発給していない（同月二十日条）。このほか別当は「別当御挙状」（『祇園執行日記』正平七年閏二月四日条、同年八月二十五日条）や「御教書」（同記正平七年九月六日条）等の文書を発給しているが、それらを受けて目代が文書を発給した例はない。青蓮院領の伊香立庄において見られるような門徒を給主とした莊園経営形態は、門跡領においてはきわめて一般的な経営形態であったと考えられる（前掲註68拙稿論文参照）。のみならず門跡領の経営には庁の坊官も参加しており、そこにもやはり門跡組織があげて動員されているが、それらの門跡領の経営実態については稿を改めて論じたい。

前掲註5拙稿参照。

前掲註1佐々木・黒田両論文。

源頼朝の勸学講の創設はもとより、幕府の慈円への庄園寄進、青蓮院良快による北条政子の病悩平癒のための祈禱など、すべては鎌倉幕府と門跡がいかに協調的な関係にあったことを示すものに他ならない。これらの事実は幕府と門跡の協調関係を示すものとはなり得ても、幕府と延暦寺の協調関係を示すものとはなり得ない。なお大衆による勸学講領越前国藤島庄の「千僧供（領）」化を慈円が恐れていたことについては前掲註59拙稿参照。